

地方行政実務 研究

Local Public Administration Review

J-LPARS 地方行政実務学会
Research Society for Local Public Administration, Japan

春

第6号
SPRING
2023



巻頭言

自治体総合計画の発展と課題 竹内 直人(京都橘大学教授)

特集

地方行政実務学会 第3回全国大会

【シンポジウム】

自治体の総合計画

キーノート
スピーチ ウェルビーイングを指針とする新しい総合計画
山田 賢一氏(越前市長)

【パネル・ディスカッション】

自治体の総合計画

パネリスト: 山田 賢一(越前市長) / 矢口(和田) 明子(酒田市、元東北公益文科大学・元神奈川県) /
和川 央(岩手県立大学、岩手県)

モデレーター: 竹内 直人(京都橘大学、元福井県) 司会進行: 斎藤 剛(東京都北区)

【研究報告セッション】

固定資産税(土地)の未来-徳島県内の市町村の事例からの考察-

小笠原 章(四国大学経営情報学部経営情報学科教授・元徳島県)

都道府県の新型コロナウイルス感染症対応の評価に関する一試論

-感染拡大時の対応をめぐって-/鈴木 洋昌(川崎市)

公募論文(査読付き)
研究論文

関係法令の改正と新たに任命される教育長の職歴の相関関係について

-東京都23特別区の教育長人事を事例として-/竹内 真雄(東京都)

地方行政実務研究 第6号 目次

巻頭言 自治体総合計画の発展と課題 ／竹内 直人（京都橘大学教授）	1
特集 第3回全国大会	3
シンポジウムー自治体の総合計画ー キーノート・スピーチ「ウェルビーイングを指針とする新しい総合計画」 ／山田 賢一 氏（越前市長）	
パネル・ディスカッション「自治体の総合計画」 ／山田 賢一 氏（前掲）	13
矢口(和田) 明子（酒田市、元東北公益文科大学・元神奈川県）（*1） 和川 央(岩手県立大学、岩手県) ＜モデレーター＞竹内 直人(京都橘大学、元福井県) ＜司会進行＞斎藤 剛（東京都北区）	
研究報告セッション（*2）	
固定資産税（土地）の未来ー徳島県内の市町村の事例からの考察ー ／小笠原 章(四国大学経営情報学部経営情報学科教授・元徳島県)	26
都道府県の新型コロナウイルス感染症対応の評価に関する一試論 ー感染拡大時の対応をめぐってー ／鈴木 洋昌（川崎市）	31
公募論文(査読付き)研究論文	36
関係法令の改正と新たに任命される教育長の職歴の相関関係について ー東京都 23 特別区の教育長人事を事例としてー ／竹内 真雄（東京都）	
活動報告（企画委員会）	45
活動報告（研究支援委員会）	47
活動報告（機関誌編集委員会）	48
活動報告（新型コロナ対応検証研究会）	49
活動報告（事務局担当）	51
地方行政実務学会機関誌『地方行政実務研究』投稿論文の募集について	52
公募論文投稿要領	53
編集後記	56

（*1）※2022年12月3日時点

（*2）セミナーの内容をまとめたもので、査読付きの公募論文とは異なる。

自治体総合計画の発展と課題

理事 竹内 直人（京都橘大学教授）

全国大会開催のお礼

2022年12月3日、4日の両日、地方行政実務学会の第3回全国大会が京都橘大学で開催されました。新型コロナの感染状況に不安を残すなか、東京以外で初めての開催となりました。本学開催について、理事会の皆様には快く了承をいただき、ご支援いただきましたことに、まず、お礼を申し上げます。大会準備が進むにつれて不安が大きくなりましたが、理事長、副理事長をはじめ理事、事務局の皆様のご協力により、何とか無事に大会を終えることができました。この場をお借りして心からお礼を申し上げます。とりわけ、企画委員の皆様には、大会開催当日まで様々なサポートをいただきました。改めて感謝を申し上げます。

また、お忙しいなか京都まで足を運び、総合計画について素晴らしい講演をいただいた福井県越前市の山田賢一市長、多様な研究発表をいただいた会員の皆様に、開催校の理事として厚くお礼を申し上げます。

自治体総合計画の発展と課題

今回の大会のテーマは「新時代の自治体戦略」とされた。具体的には、現職首長による自治体総合計画の新しい取組みの紹介とシンポジウム、加えて自治体DXについて、実務に関わる専門家の現状報告という自治体戦略の伝統と革新を対照する絶妙の組み合わせであった。

市長講演及びシンポジウムでは総合計画とウェルビーイングをテーマとした。本稿では、国と自治体の関係という視点から、講演とシンポジウムへの橋渡しとして、自治体総合計画の発展を概観し、課題を考えたい。

（自治体政策の脆弱性に立ち向かう総合計画）

自治体は、一方で地域自治の主体として、憲法により国から一定の独立性を保障されており、他方で国という包括的統治主体の政策実施を担う役割と責任を負うという2面性を有する。後者の側面は、自治体に2つの脆弱性をもたらす。まず、わが国の地方制度は、国が企画立案した政策を自治体が行うという密接な協力関係を特徴とするがゆえに、国の政策と自治体住民のニーズが一致しないときには、自治体は両者の板挟みになる。国の顔を立てると、住民のニーズに応えられないという弱点を抱えているのである。これと関連して、国の省庁単位の縦割り政策が自治体現場に浸透するという第2の弱点をもっている。

国と地方が、戦後復興と経済発展という目標を共有している時代は、総合計画は国の計画の実行計画であり、また、総花的な事業要望リストという役割を担った。自治体はせっせと計画をつくり「計画の簇生」（西尾勝）が生まれた。転機は1960年代に始まる。公害や生活環境問題に象徴される高度成長のひずみが、経済成長に対して生活重視の理念を生んだ。また、国（自治省）においても省庁単位の計画の乱立を自治体レベルで総合しようという動きが現れ、「基本構想－基本計画－実施計画」の3段階モデルが示され全国に広がった。もちろん、基本構想は国の方針と食い違わないようにと注意が入っている。

このような国と自治体の政策が齟齬する状況において、武蔵野市を嚆矢とし、3段階モデルを

放棄し、住民の具体的な課題解決のための手段として総合計画を再構成しようとする自治体が現れた。多くは革新自治体と呼ばれる自治体であった。ここに総合計画の新しい時代が始まった。

（首長と住民のつながりが総合計画を強化）

このような国に対抗する総合計画の拠り所は、主権者である住民と首長の結びつきの強化に求められた。武蔵野市は総合計画の作成に当たって、地域課題からの積み上げを重視し、基本構想は、あえて形骸化させた。総合計画の運用期間を市長任期と一致させ、予算と連動させて課題を解決可能なものに絞り込み、選挙による住民判断を容易にした。講演のなかで山田市長は、「戦略とは自分のもっている手段の限界に目標を下げることである」と述べているが、武蔵野市の総合計画は、この点でまさに戦略的である。1970年代以降、このような流れは計画策定への住民参加や数値目標の採用等をとおして、自治体に根付いていった。この延長に、1990年代には自治体に「政策分野別計画」（打越綾子）が広がる。それは国の縦割り事業を自治体において総合化する独自計画である。自治体の政策形成能力の充実を示している。

（ローカル・マニフェストの登場と総合計画の充実と変化）

2003年と2007年の統一地方選挙で広がった（ローカル・）マニフェストは、上述の新しい総合計画が2000年前後の包括的な地方自治の改革（村松岐夫/稲継裕昭）のなかで進化したものであると言えるだろう。それは、課題解決志向、戦略性（数値目標・外部評価等による国の計画との切断）、選挙による審判（住民との結合）という要素を受け継いでいる。

一方、それが選挙ツールであることから、新たな課題が生じた。第1に住民との結びつきが選挙による支持という擬制に偏り、住民参加が希薄化した。これは第2の議会軽視につながる。マニフェストは、選挙後の重要政策が議会に諮られることなく決められ、当選という事実で議事を事後的に押し切る傾向がある。マニフェストはこの点で、当初、各地の議会でも反発を生んだ。このような経緯から、2010年代に入ると、まず議会の審議を経て総合計画をつくり、その主旨を選挙公約とする事例が現れてくる。公約は政策集と称されることが多く、総合計画とともに総花化の傾向がある。選挙公約と総合計画、総合計画と議会の関係には難しい論点がある。

いずれにしても、マニフェストが総合計画と結びつくと、総合計画の地域性と実効性が高まり、その分だけ3層構造の意味は失われ、国の統制力は縮小する。これに対しては、当然国からは失地回復の戦略が現れる。各種計画の法令義務規定や地方創生戦略を総合計画と別体系で運用しようとするのはそのような対抗戦略と理解することができよう。

（総合計画の課題）

総合計画が戦略化すると、それはより住民に近づいてくる。地域の課題について、比較を前提とする客観指標を超えて、住民の一人ひとりの幸福を積極的に捉えようとする主観的指標が現れる。指標は客観的であることをもって尊しとしない、というのは慧眼である。このあたりの実務と理論は、山田市長の講演とシンポジウムをお読み願いたい。

【参考文献】

- 西尾勝（1972）「行政と計画—その問題状況の素描—」『行政学の基礎概念』（1990）第6章
村松岐夫/稲継裕昭（2003）『包括的地方ガバナンス改革』
打越綾子（2003）「自治体における政治行政の流動化と計画現象」都市問題 94 巻 10 号

自治体の総合計画

日時：2022年12月3日、京都橘大学 アカデミックリンクス
キーノート・スピーチ「ウェルビーイングを指針とする新しい総合計画」
山田賢一氏（越前市長）

パネル・ディスカッション「自治体の総合計画」

山田賢一氏（前掲）

矢口（和田）明子 会員（酒田市、元東北公益文科大学・元神奈川県 ※大会開催時）

和川央 会員（岩手県立大学、岩手県）

竹内直人 会員（京都橘大学、元福井県）（モデレーター）

斎藤剛 会員（東京都北区）（司会進行）



司会（斎藤）

本日司会を務めます斎藤剛と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それではシンポジウムを始めるにあたり、地方行政実務学会、稲継裕昭理事長よりご挨拶申し上げます。

理事長（稲継）

地方行政実務学会の理事長を務めさせていただいております稲継裕昭と申します。会員の皆様におかれましては、お忙しい所第三回の大会にご参加いただきありがとうございます。2020年の3月、今から2年と9か月前に発足した地方行政実務学

会の会員、発足時には個人会員が71名、団体会員が2団体でございました。

細々とスタートしましたが、スタートとほぼ同じくしてコロナが世界中に襲われてしまいました。そのために研究大会も、オンラインで行わなければいけないということが続きました。幸い昨年12月、今年の7月に東京で半分対面、半分オンラインという形の研究大会を開くことができました。今回発足時から念願でございました東京以外の場所での大会開催が、京都橘大学で実現したことを非常にうれしく思っている次第であります。本学会の理事でもあります、京都橘大学の竹内理事には大変ご尽力いただいております。この場を借

りて感謝申し上げたいと思います。

会員の皆様には10月3日の一斉メールにて10月1日現在の会員名簿が届いていると思います。もし届いていなければ事務局の方にご連絡いただきたいと思います。そこでは個人会員が220名、発足時の約3倍になりました。団体会員も13団体という風に3年足らずでかなり規模も大きくなって参りました。先週の理事会で新たに団体会員として瀬戸内市様、地方自治研究機構様にも加入していただき15団体となりました。

本日、明日ですね、魅力的なプログラムを企画委員長長の西出順郎様はじめ、企画委員の皆様にご尽力いただき、作っていただいております。ありがとうございます。この後の基調講演、シンポジウムには団体会員でもある越前市から山田賢一市長にお越しいただいております。自治体の総合計画について、ウェルビーイングの観点から、創造的に作る取り組みを今行っているとお聞きしております。その取り組みについて是非聞きたいと思っております。本学会のためにはるばる京都までおいでいただいたことこの場を借りて改めて御礼申します。それでは本日明日、どうぞよろしく願いいたします。

司会

稲継理事長ありがとうございます。それでは引き続きまして大会シンポジウム第1部を始めたいと思います。シンポジウムのテーマは、「自治体の総合計画」でございます。

人口減少が進む中、自治体は限りある予算の中で、地域課題を解決しなければいけません。自治体総合計画は地方財政の効率的な運営や行政課題の把握を担ってきました。今後、地方財政のさらなる悪化が見込まれ、その役割はより大きなものとなることでしょう。

本シンポジウムでは自治体の羅針盤である総合計画につきまして、その課題と展望について議論を深めてまいろうと思います。それではまず、キーノート・スピーチを福井県越前市山田賢一市長をお願いいたします。ここで山田市長につきまし

て簡単にご紹介いたします。

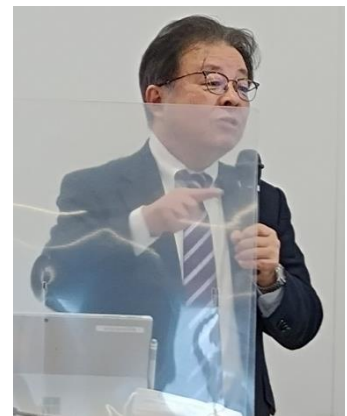
京都大学法学部卒業後、1983年福井県庁入庁、産業労働部長、総合政策部長、総務部長を歴任され、2017年7月、福井県副知事に就任、その後福井県立大学理事長を経て、2021年11月、越前市長に就任され、現在に至ります。今回はウェルビーイングを指針とする新しい総合計画と題してご講演いただきます。それでは山田市長よろしく願います。

I キーノート・スピーチ

「ウェルビーイングを指針とする新しい総合計画」

山田賢一市長

皆さんこんにちは。越前市長の山田でございます。今日はこのように機会にお話させていただき、ありがとうございます。経歴は先ほどお



っしゃっていただいた通りです。県庁に入ってから、竹内さん（竹内理事）とは平成元年からずっと家族よりも長い時間を共有しました。いつも焼鳥屋さんで愚痴を言い合って、生活習慣病になっているという間柄です。西出さん（西出理事）は政策推進課時代に、私の下におりまして、色々斬新なアイデアを出していただいたのですが、2人とも学問の世界に行ってしまいました。私もそっちの方がよかったなと思うのですが、どういなりゆきか市長という立場をさせていただいております。今日の学会ですが、ちょうど今週、市議会がありまして、火曜に代表質問がありました。皆さんご存じかどうか分かりませんが、県議会は知事が少し答え、あとは部長が答えますが、越前市議会では代表質問は全部市長が答えています。今回も代表質問で1日中答弁して、疲れ果てまして。昨日一昨日は、一般質問で、これは分担して話す

のですが、そういう3日間を過ごして参りました。そういう中で、総合計画は策定中で議会に案として出しております。「どうぞ何でも言ってください」と言っています。議会を巻き込んで参加して作るということに意味があると思ったので、原案を出しました。

4月にスタートして今11月に原案ができて、ものすごいスピードでできあがったと思います。私も何十も、下手すると100を超える計画を県庁時代もずっとやってきました。自分で言うのもなんですが、今回のものは大変出来が良いと思っています。今日は職員も来てくれました。議会で何を聞かれたかという、ウェルビーイングというカタカナを使うのはいかかなものか、という声がありました。自治体におられた方には想像がつく質問だと思いますけども、「何で使うんだ」と。後で話しますが、そういう質問が出ていました。ウェルビーイングという言葉を使ったおかげで、学会でも呼ばれていますという話を議会でもしましたので、今日は公務で来させていただきました。ラッキーだなと思います。

ウェルビーイングの話をする前に、三つほどお話をしたいと思っています。ふるさとの話と、幸福の話と、総合計画の話という三つの話をいたします。

現代における「ふるさと」の定義

今「ふるさと」とグーグルで検索すると、何がトップページに出るか大体想像がつくと思います。ふるさと納税ですね。1ページ全部がふるさと納税のページです。ふるさと納税は、西川一誠という福井県の前の知事が提唱していました。菅（義偉）さんが総務大臣の頃に制度化された税制で、西川さんは『ふるさとの発想』という本にも書いているのですが、返礼品はするものではないという考え方でした。ですから、ふるさと納税、なかなか最初の頃は広がらなかったですね。

それでなんとか広めよう広めようと毎日のように竹内県民局長が言われ、私も言われました。それでシンポジウムをやらうとしまして、シンポジウムの予算を持ったのですが、なぜか否決され

ました。本当は第二恐竜博物館を作るという議案が否決されて、ついでに持っていかれたのでした。わずか50万か100万の予算だったと思うんですけども、否決されました。しょうがないので知事が菅さんのところに頼みに行って、少し国にお金を出してもらった。そういう深い思い出がふるさと納税の話がありました。

「ふるさと」という言葉を今回市長という立場で捉える時に、おそらく歴史的には、都会から見た郷里を「ふるさと」と呼ぶケースが多かったと思います。唱歌の「ふるさと」も、「いつの日か帰らん」となっています。

都会から見た「ふるさと」なんですけども、今回ウェルビーイング、幸福を実感できる「ふるさと」とかふるさと作りとかという言葉で沢山使っております。それは住み続けている「ふるさと」、あるいは1回出て行っても帰ってきて住んでいる「ふるさと」、今いる「ふるさと」という考えです。これは県庁にいたときはあんまりそういう実感がなかったのですが、実際選挙をしたり、いろんな人とのミーティングをしたりしていると、例えば越前市の場合、圧倒的に住み続けている人の方が多いですね。7、8割は住み続けている。もちろん福井県から都会に同級生が毎年2000人ずついなくなっているということがあるんですが、彼らから見た「ふるさと」ではなく、残った1万数千人から2000人を引いた1万人ぐらいのふるさと。これを考えないといけないなと考えました。

これは越前市の総合計画の体系ですけれども、「幸せを実感できるふるさと～ウェルビーイングの越前市～」とあります。はじめは「ウェルビーイングの越前市」を先にしていたのですが、ひっくり返しました。高野さんという、元JICAにいてブータンにいた人ですけど、その人がウェルビーイングと言っていました。ひっくり返した理由は、先ほど述べたように、やっぱり議会で言われたような、カタカナへの反応ですね。

ウェルビーイングというカタカナが、一般市民向けに言ったときに、どう捉えられるかという考えがあってひっくり返しています。上であろうが下

であろうが構わないと思うのですが。そういう中でふるさとを考えています。

続いて、ウェルビーイングを考えるときの「ふるさと」とは何かを考えていきましょう。かつての「ふるさと」は遠いところ、都会から見た、昔は長男以外はいることが出来なかった場所。「都会に出て行け」と言われて、家にいられなかった人たちが思っている場所。あるいはしがらみの多い中の村は嫌だと出て行きたかった。そういう都会から見たふるさとだと思います。それは遠くにあるものだと思いますし、「いつの日か帰らん」という歌詞や、五木ひろしの曲でも、ふるさとというのは遠くにあるものとして表現されています。

W・Dと新しい“ふるさと”

ふるさと

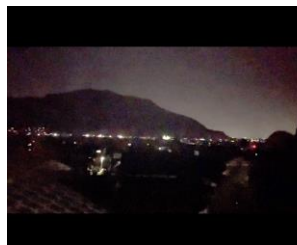
- ・ 遠いところ … 「都会」から見るもの
- ・ 「いられなかつた」「いたくはかつた」
- ・ 石川啄木 “遠くにおいて思うもの”
- ・ 唱歌 “ふるさと” “いつの日にか帰らん”
- ・ 五木ひろし “ふるさと”



新ふるさと

- ・ 生まれ育った住み続けるふるさと 「郷土」
- ・ リ帰ってきた人のふるさと 「帰郷土」
- ・ 移り住んだ人の「ふるさと」(新市民)

ここでいうウェルビーイングの「ふるさと」というのは、生まれ育って住み続けているふるさと。あるいは帰ってきて住んでいるふるさとで、今、現に住んでいる人のことを言っています。ふるさとのイメージですが、ちょっと見にくいですが。うちの2階の窓から撮ったのです。間が田んぼで向こう側に集落の絵が見える、これがふるさとの原形で、右側のもみじはうちの裏山の紅葉です。こういうイメージがふるさと。ウェルビーイングはおそらく集落とか、こういう住み続けているという具体的なものから発想すべきであるということが前提です。抽象的なものではないということだと思います。



ウェルビーイングを考える上での「幸福」

2番目の話です。「幸福」という言葉が良く使われますよね。希望学というのを福井県でやっていたことがあります。希望学というのは、東大の社会科学研究所の玄田有史さんが、学術会議で有名になった宇野重規先生らと一緒にやっていて、福井県のプロジェクトとしての希望学だったのでした。おそらく幸福と満足と希望とをぐるぐる回っていると思うんです。しかし、これはあまり幸福を根っこから考えると、おそらく宗教的になってしまい、生まれながらに苦を背負って生きているだとか、哲学的に人間の幸福とはなんぞやという話になってきてしまいます。利益、金儲けをしたいとかうまいものを食べたいとか長生きをしたいとか健康でいたいとか、言うときりがない話です。また、パーソナリティー、要するに満足しやすいタイプと、不満をずっと抱えるタイプの人と色々といいます。この幸福も少し限定して考える必要があるというのが、ウェルビーイングを考えたときの2つ目の話です。

総合計画とウェルビーイング

3つ目、総合計画の話にちょっと触れます。総合計画、私の現職時代は、いわゆる伝統的な、網羅的な長期構想が2つありました。私は担当ではありませんでしたが、部分的に関わったものがあります。

前の知事ではご存じの通り、平成15年の統一地方選からはいわゆるマニフェスト選挙というのが始まって、総合計画は一部マニフェストに変わりました。西川さんは就任直後の県議会で、マニフェストを県政の指針とすると宣言すること

によって、マニフェストが総合計画に当たるもの
だと言いました。これだけ時代の変化が激しいと
きに長期構想というのは意味が無いという風な
旗を立ててしまったので、毎回私とか竹内さん
はずっとそういう答弁を書き続けて参りました。
長期構想を作るという県議もけっこういるん
です。作らないといけないという。それをずっと
否定し続けていて、『2030年福井の姿』という若
手職員で夢を描くものと、あとは個別計画総合計
画とマニフェストで政策を進めてきました。福井
県のマニフェストは非常に具体的で、明確です。
4年間でやることで必ずチェックができるという
意味で言うと、総合計画より検証が明瞭で明ら
かな部分がありました。マニフェストというやり
方は、賞味期限は15年くらいですかね。今は
もう誰もマニフェストとは言いませんし、私
も市長選の際には公約と言いました。自分がや
っていると思うのは、策定手続きの中に、県
民市民、あるいは議会を巻き込んで作ってい
ないというものは、どうしても独りよがり
的になるということです。私は今回、議会に
総合計画を提出していますが、住民とミー
ティングをしたり、ワークショップをしたり、
アンケートしたり、「何でも言ってください、
一緒に作りましょうよ」という、県民市民
を巻き込んだやり方が弱い。この点が問題
としては顕在化して、議会との関係もやや
こしくなったというのが実際はあるかと思
います。

西川さんの前に、栗田さんという、4期に
わたって知事を務められた方がいました。今
回私の選挙をしたときに、当選後にご挨拶へ
行ったときに栗田さんからもらったアドバ
イスは2つでした。

1つは、「議会はなかなか大変だから」、
もう1つは「長期構想だよ」ということを
おっしゃいました。栗田さんという人は
あまり指示をしない人でしたけども、大
体1つか2つをポイントとして言うのを
在任中通しておられました。その後の西
川さんという人には、何を言われたのか
覚えていないくらいいっぱい言われま
した。

栗田さんのアドバイスに対して「そう
だな」と思ったのは、知事時代の栗
田さんを見ていて、やっぱり総合計
画があった方が、みんなを巻き込んで

みんなの声を吸収するスタイルで政治
を進めるという意味がすごくあるの
ではないかなと僕は思っています。

総合計画については、県庁職員の我
々が感じていたのは、「どうしても総
花的になる」ということです。なぜ
かという、「自分は書いていない」と
いう人がいますから。総合計画を
作る時には、いろんな関係団体、
関係者の声を拾わないと、抜けて
いるといわれてしまうのです。総
花的に作ると、夢が無いとかポ
イントがはっきりしないとか批
判を受けるのです。だから両方
のバランスをどう取るかという
のは元々の課題としてあった
と思います。マニフェストは明
瞭なだけでも、抜けただけで、
網羅的には作っていない。せい
ぜい数ページ、あっても10ペ
ージくらいのマニフェストに
なるので、明瞭であるという
メリットはあるけど、全体性
がないという弱点があると思
います。

今回総合計画を作るに当たって、
非常に適切なアドバイスをしてく
ださったのが竹内さんです。課
題解決型がいいのではないかと
いう風に言ってくれたんです
ね。これはなるほどそうかと。
さっき総合計画というものが、
かつてのように国土計画から
来てそれを受けて、あるいは
法定の計画だと思ったので
すけども、地方計画という形
で作っていた時代は、どちら
かといえば上から来るよう
な総合計画でした。そのや
り方は国土形成計画あたり
から成り立たなくなって、
誰もそっちを見なくな
りました。それに基づいて
作るは作るんですが、役
に立ちません。人口戦略
も同じ所がありますけど
も、あれは、1600万円
でしたかね、補助金もと
れるのです。私と竹内
さんは抵抗したのです
けども、議会から作ら
ないとあかんといわ
れて作ったのですが、
そういう上から作る
という計画はあんまり
うまくいかない。そう
ではなく、課題解決
型の時代では無いか
という竹内さんの
助言は、極めて的確
だったと私は思っ
ています。ウェルビー
イングと課題解決
型の総合計画は
なじみがいいと思
います。なぜか
という課題解決
型というのは、
市民が日常的に
抱えている問題、
あるいは地域
社会が将来を見
据えて既に明ら
か

になっている課題をベースに、このような問題や課題を解決可能な政策であったり、事業であったりを提示することだからです。課題があって、政策があって、その結果というのが、課題が解決できたかどうかという、それが満足という捉え方をするとしますと、課題解決の満足、この満足の部分をウェルビーイングと捉えることができます。ウェルビーイングを実現する上での課題があり、それを解決するための政策があり、その結果としての満足や幸せがあり、それを循環させるのが課題解決型の総合計画というので非常になじみがいいなと思いました。

大きな課題と小さな課題

さっき紹介された西出さんが福井県庁にいたところに、「APDC」という仕組みを発明したのです。Aから始まるアセスメントのA、Pは政策ですね、企画・計画です。Doは実行して、Cはチェックする。それを回す。まさにウェルビーイングと課題解決と長期構想、長期計画というのをこの仕組みに乗せられるなど最近思いました。

当時、そんなややこしいことは現場でできないと思いましたし、そんな感じで受け止めていました。しかし10数年経って、西出さんの先見に深く感銘を受けました。

課題の中にも。大きな課題と目の前の課題と両方あります。例えば越前市の人口は8万人います。このうち外国人が6.3%。あることも園では46%が外国籍の子どもたち。福井村田製作所では、ある部分を委託しているんですけども、人材派遣でブラジル人を入れています。トータル8万人の人口の内5000人が外国籍です。人口を見ていただいで分かるように、天変地異や大きな経済のクラッシュが起きれば分かりませんが、基本的には2040年で推計すると6万人ちょっと、これは昭和元年と同じ人口になります。これは起きている未来、課題です。これはどこでも一緒だと思いますが、かつて昭和55年の人口ピラミッドが、2040年には完全に逆になるという高齢者化が進みます。これも大きな課題です。そういう課題が非常にたくさんあります。

地区別に見ると17の小学校区域がこの図です。この黒いところ、1番濃いところは高齢化率が40%を越えている、そういう状況があります。これは課題ですが、解決ほとんど不可能な課題です。人口減少対策で、一生懸命子育て支援とか、あるいは結婚支援とかいろんなことをやりましたけど、日本全体で見れば、全体が減るなかでの取り合いなので、定住人口の増については100人とか200人で、それほど大きな効果も無いです。人口減少対策は一生懸命やりますけれど、人口減少を前提としてある程度は考えなければいけないと思っております。

高齢化率ももちろん問題ですが、もっと言うと高齢世帯率の方が実は問題が大きいのです。要するに年寄りがいても、若い人と住んでいるならまだいい。大体は若者が出て行って、高齢夫婦がずっと高齢になっていく、そのうち一方が亡くなって高齢者の1人暮らしになる。その人が亡くなって空き家になる。これが地方共通の構造だと思います。ですから、例えば集落の機能を考えたときに、各家から人が出て行って、共同作業をしたり、祭りをしたり、獣害対策としてのししの電気柵を作ったりというのをやるわけですけども、高齢者世帯しかなければ、そういう仕事をする人を家から出せなくなります。問題としては高齢化もさることながら、高齢者世帯率が大きいなと思います。高齢者世帯が、高齢者単身世帯になり、家が使われなければ空き家になります。これが課題ですね。空き家ばかりでどうするんだという話があります。

また、獣害の問題があります。これは集落の問題ですが、これも高齢率があり高齢世帯率があり、人口減少が背景にあります。獣害対策の柵を作る時は、国のお金で材料は供給されます。材料費が出ますが、自分たちで柵を作るというのが前提の補助制度なんですね。だから市が応援して公共事業的にやろうと思うと、国の補助率が下がるという仕組みになっています。自分たちでやりなさいよという自助で成り立たなくなるのが、高齢化集落、高齢者世帯集落です。よく聞く話は、草刈りについてです。若い人たちはエンジンの付いた草

刈りを使いますけども、90のおばあちゃんが一人でいるような家だと、鎌持って一人で出て行きます。みんなが出てくるので、自分も出ないと悪いのでって言って出てきます。こういった状況が集落の問題になっています。

一方で、子育てとか働くとかの課題、これもよく客観指標で出ていますが、子育ての分野でいうと、待機児童0というのは実現できています。次の要求は何かという、年度途中で職場復帰するとか、あるいは出産するとかいう人たちが、年度途中で入れたいんだけど入れられない、という段階になるわけですね。もっと言うと、ちょっと遠くなら入れるけど、近いところに入れたいという要求水準が上がってくるわけですね。だから満足としての幸福という時に、よく満足度調査をやりですけど、満足度のレベルが土地土地によって全然違うのです。要求がある程度充足されると、次の段階へ行くということになります。働くというのも同じです。

例えば福井県は、50数か月、有効求人倍率日本一です。越前市も例外ではありません。市内には大手企業があります。処遇がいいので、特に高校卒業後、工業高校の生徒は引く手あまたで取り合いです。中小の経営者は、大手に人手を取られるとか、せつかく育てた人手が取られてしまうとか言っています。これは自分が県庁時代に産業部長が言っていた話ですが、有効求人倍率が改善されると福井労働局は発表するけども、改善じゃないんじゃないかなという話です。

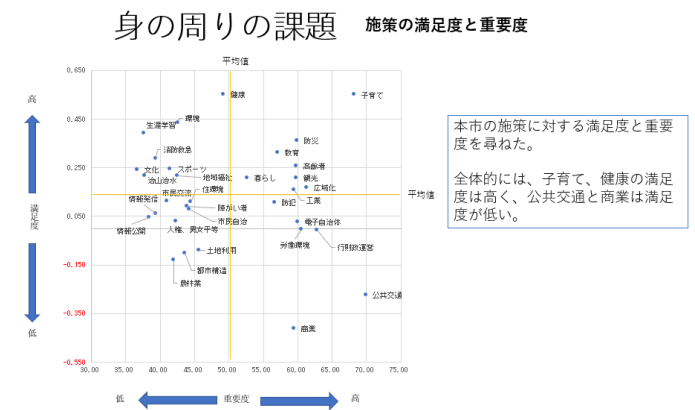
一方でミスマッチもあるんですね。若い人たち、特に女性が働きたい仕事がないとか、事務職は仕事がないとか、運転手が足りないとか、土木現場の専門職がないとかです。そういう質的なものを見ないといけないのに、有効求人倍率とか失業率とかいう数字をいまだに使っています。つまり満足度のレベルが全然違うのです。

よく我々が言っていたのは、Uターンは、例えば京都でも東京でも、大学で学んだ内容に関連する仕事があるかどうかという話で、仕事がないんじゃないですよ。自分に合った職場がないというのが、要求水準になるんです。高齢者も、施設の

ベースがある程度できていくと、入所したいタイミングで入所できないという問題はありますけど、入所する場所が無いことが問題ではなくて、若い時から健康作りをして、元気な高齢者になれるかという段階に行ってます。また、自動車運転免許返納に関しては、公共交通機関は地方にはありませんから、バスもない、電車ももちろんない、でもどうすればいいんだ、買い物には行けない、そういう課題が出てくるわけですね。だからこの課題を、公共交通機関に関するデータで見ても、全く関係が無いわけです。もちろん技術が進歩すれば次の段階に行くわけですけども、こういった課題を政策として考えなければいけないという状況になります。

他と比較できぬウェルビーイング

今回総合計画を策定する上で、満足度と重要度、何が大事かというのと、政策の満足度というのを聞いています。



幸福度という指標については、日本総合研究所の幸福度調査がございます。

福井県「幸福度ランキング」5回連続第1位!



主観的指標を主とする、ブランド総合研究所の都道府県「幸福度」ランキング2022では福井県は2位

福井県が5回連続1位。2位が東京だったと思います。私たちは幸福日本一の福井県と言っているのです。ブランディングを一生懸命やりました。しかし、よくインタビューで県民の人たちが、実感がないなっていう風に言っていました。ただ、それは当たり前なんです。元々統計全体からデータを選んで、さらにその中からおそらく幸福と関係しそうなものを選んで、ウェイトをつけて計算をして出しているわけです。基盤諸条件みたいなもの一部は捨てると思うんですけども、実際に県民が今思っていることとは全然関係がなく、かつ政策ともあんまり連動しないのです。

越前市を例に考えましょう。市民は景気が悪いと景気を良くしてほしいって思いますよね。それで、石油の価格は下がってほしいとなりますよね。新幹線を早く敦賀から京都・大阪までつないでほしい。高速道路早くつけてくれ。川も溢れるから何とかしてくれ。色々なことがありますけども、これって越前市がやれることってほとんどないのです。課題は住民の方から出てくるけども、それを解決可能なものかどうかというところが問題になると思います。

福井県の幸福度ランキングについてはさっき話した通りです。学力体力が上位だっていうのは、まあ感覚的に合うかもしれませんね。教育現場が頑張ればいいわけです。幸福度と、住民の課題を解決できるかどうかという点は、他の市の場合でも、細かく見ていただくとあんまり関係がないなと思います。

なぜ「ウェルビーイング」を使うのか

それで、ここから少しウェルビーイングの話に入ります。

なぜ、ウェルビーイングという言葉を使うかというと、先ほど申し上げた通り、課題解決とその実現・実行・解決で、それが住民の満足に繋がるという関係があるからです。その課題をどう選ぶかっていうところが、上から来るのではなくて、一人ひとりの住民なり地域なりから拾い上げるという作業が必要だと思います。

ここに客観指標の限界があると考えています。つまり、統計から引っ張ってくるという出発点に多分限界があるんだと思います。それはランク付けするとか、他と比較をするというような目的でやろうとするからだだと思います。国レベルだとブータンが「GNH」っていう考え方を作りました。幸せはGDPでは測れないということで骨格目標を立てて、そっちの方向に国の資源を投入するという形でした。こういう使い方はいけるんじゃないかなと思いますし、ウェルビーイングっていうものも、その客観指標に関して言えば、国レベルで色々な政策を打つ時、ウェルビーイングを客観指標として捉えられると思います。

自治体、特に基礎自治体において客観指標を作って政策を立案するっていうことには限界があるので、指標の作り方というものをよく考えないといけないんじゃないかなと思います。市民の関心との関係、それから手法です。自分の持っている手段の限界に目標を下げることを戦略というんだ、と確か永井陽之助が言っていたと思うんですけど、同じことですね。

市政において、戦略を立てる、目標を立てるとするのは、市政の政策だけで実現できます。もちろん、新幹線を延ばしてくれよって言われても、我々は伸ばすことができないわけですね。そういうこともあると思います。

従来使っていた幸福度は客観指標をベースに作られていましたが、ウェルビーイングという言葉を使うことによって、従来考えられていたような、統計から始まる客観指標というくびきから離れることができるのではないかと考えています。そして、我々が持っている手段に合わせて、指標なり、目標を設定することができそうだと思います。そして、ウェルビーイングという指標によって、今まで客観指標から始まっていたために見落としていた幸せの要素というものを拾い上げることができるのではないかと考えています。

「居場所」と「舞台」

今回、越前市の総合計画においては、居場所と舞台という言葉があります。居場所というのは、例

えばみんなと集まる場所があるとか、話せる相手がいるとかいうことです。舞台というのは、役割や、自分をアピールする場があるかということです。この居場所と舞台があることがウェルビーイングと関係する、という新しい要素を拾い上げることができるというのが、ウェルビーイングの機能だと思います。

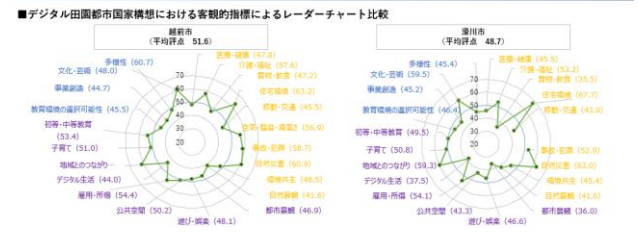
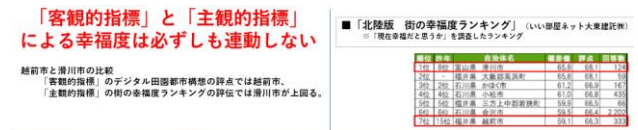
ウェルビーイングという新しい概念を提示することによって、市民あるいは、市に関わる様々な人に大きな期待を持ってもらうことができます。幻想かもしれませんが、新しい概念に関心が生まれ、新しい展開が生まれることによって市政に対する関心が生まれます。越前市の場合は、市の認知度が低いのです。実は越前市は、隣が越前町、南側に南越前町があって、どこだかわからなくなるんですよね。福井県の大体北の真ん中にあるんですけど、今立町と武生市が合併して、越前市になりました。1500年前の継体大王からの歴史があり、1000年前には紫式部が、越前国の国司となった父の藤原為時とともに過ごした国府「武生（たけふ）」でもあります。そういう歴史のある町です。そういうことはあまり知られていません。こういう町に注目を持ってもらい、若い人たちを惹きつけるとき、帰ってきてよ、新しく来てよ、住み続けてよと言うときに、町の雰囲気大事だと思います。どうしても農村だし、古い町なので、非常にコンサバティブな印象がありますけども、このウェルビーイングというカタカナを使うことによって、そういう印象も少し変わるんじゃないかと今週の議会で答えました。

客観的指標から始まる幸福度というものから少し離れることができるのではいか、新しい幸せという要素を組み込むことができるのではないか、そして対外的なイメージが変えられるのではないか、この3点がウェルビーイングというものを考え、取り入れる理由だと私は思っております。では、そのウェルビーイングを、指標として捉えるときに、どう考えるか。ちょっと先へ行きますが、これはデジタル田園都市国家構想のウェルビーイング指標です。ちょっと細かいですね。これも客観指標、統計がベースになっていますので、

この統計からも若干離れた方が良いのではないかと思います。

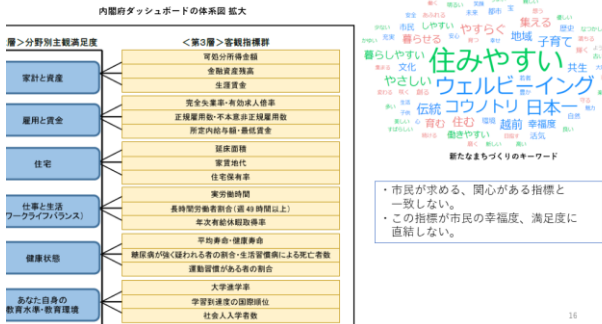
指標と現実

国レベルだと、デジタル田園都市国家構想のウェルビーイング指標のように、指標ベースに色々考えてもいいと思います。自治体レベルでは考えるために、このデジタル田園都市国家構想の客観的指標でレーダーチャートを作ってみました。幸福度は、アンケート調査と合うかと言うと必ずしも合うわけではありません。内閣府のウェルビーイングのダッシュボードの体系図における客観的指標については、様々な要素がありますが、どの要素を市政としてどう捉えるかを考えなければいけません。



金融資産、生涯賃金、有効求人倍率は高ければいいのでしょうか。実際は、もう十分高くて困ってるんだけど……という話ですね。住宅でも、年寄り1人で住んでのに大きい家なんか本当に困りますよね。私も子供たちが独立すると、2人暮らしです。家があっちこちにあるので、2人で3軒ぐらいの家を管理するという悲惨な現実になるわけです。大きいと掃除もせなあかんし、屋敷が広いと草むしりも大変です。都会の人は家は基本的に大きい方がいいと思うかもしれませんが、越前市において、もっと大きい家を欲しいと思ってる人はあんまりいないのではないかなと思います。おそらく職員の家も大きいと思うんですよ。それで、さっき言った高齢者2人暮らしの話です。うちの両親なんかも、最後はサ高住に入っていました。草むしりと雪かきはどうもならんと。特に雪ですね。福井の場合は雪が降って、雪かきせな

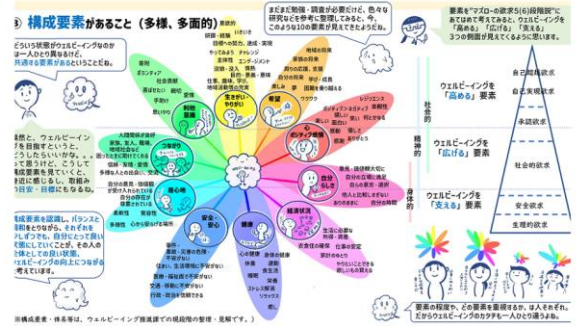
あかん。外に出られませんし、寒いし、大きい家は寒いっていうことがあります。ですから、この住みやすさに関してだけでも、内閣府のダッシュボードの指標は全然ピンとこない、実感が無いというのは当たり前のことだと思います。



岩手県は、客観指標だけでは十分じゃないということで、主観的指標として主観的幸福感というものを取り入れて、客観指標と組み合わせてやろうとしています。まだおそらく研究段階だと思います。客観指標の捉え方も、多分これから研究が進むと思います。主観的幸福とどう組み合わせるかという点もこれからの課題だと思いますが、非常に参考になるところです。ただ、岩手県というレベルと越前市というレベルでもまた違います。福井県と岩手県も多分違うと思うんですね。だから同じように並べて比較して、ランキングをつけるというというのも、学問的にはある手法なんだと思いますが、論文を書かれるときに追求しても、現場的にはあんまり興味を惹かないと思います。それがどうしたのって話になると思うので、これはあの現場の声として受け止めていただければと思います。

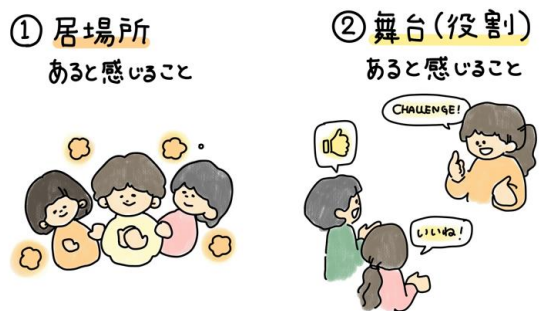
県レベルではないとわからない統計もありますし、政策手段がないものもあります。富山県もウェルビーイング推進課という課の名前を付けました。富山県の場合、総合計画では「真の幸福」という表現を使います。真の幸福というのは、ちょっと私の感覚としては哲学的に過ぎる感じがして、難しいなと思うんですが、多分ウェルビーイングっていうだけでは訳がわからんという声に配慮した結果として、真の幸福という言葉を使ってると思います。

富山県 「さあ、みんなで、考えよう！ウェルビーイング」より



ただ、組織の名称にウェルビーイング推進課とつけたのは、私は大英断だと思ってます。知事が替わって、新しいことをやろうと、そういう空気があるんだと思います。係わっている職員の中に、西出さんみたいに 15 年後に花開くかもしれないと思って頑張ってやったっていう方がいた、そういうことかもしれませんが、非常によく考えられていて発想としては大いに参考になると思います。先ほどの居場所と舞台という話で言えば、調査によると、「居場所があるな」と思う人や、「舞台があるな」という感じる人ほど、ある程度、主観的なウェルビーイングが高いという相関があるということがわかっています。居場所と舞台、役割という要素から、新しい視点を取り入れることが可能なんじゃないかと考えています。

ウェルビーイングの新たな2つの視点



もう1つ思いますのは、幸福という点で、ミクロの積み重ねとは違うマクロの世界というのがあることですね。冒頭申し上げたように、個人の幸福って本当にバラバラですよね。多分幸福度って、例えばこの間のワールドカップでスペインに勝った時に、アンケートしたとしたらすぐ上がった

んじゃないかという、そういうタイプの幸福ですね。1人1人で違うものですよね。子どもさんが進学したとか、結婚したとか、そういう時はピュッとあがるんです。でも人生ってこう上ったり、下がったり、上がり下がりがあるわけです。その瞬間瞬間にやはり個人の幸福度は左右されるので、アンケート調査というミクロの積み重ねだけでは十分とは言えないんじゃないか、と考えてはいます。

この略字は適当に書いたのですが、Gというのはグローバル。世界的に WHO が言っているような、ウェルビーイングですね。貧困だとか、飢餓だとか、人権侵害だとか、世界レベルのもの。Nは、ナショナル、国家レベル。各省庁の計画の成果指標としてのウェルビーイングというのが、これに近いかなと思います。そして、県レベルのローカルなウェルビーイングもあると思います。

そして、一番下にパーソナルなウェルビーイングがあります。そこはハピネスであったり、自分のニーズが満足されたり、あるいはウォント、潜在的な欲求が引き出されて満足させられたか、そういった個人個人のものがあります。この間に、このCというのはコミュニティですね。コミュニティの、私たちのウェルビーイングが考えられるのではないかというのが、私のアイデアです。

ウェルビーイングの第3の領域

- 1 G・wb N・wb L・wb
- 3 C・wb / W・wb
(わたしたち)
 (we.) "self us we"
- 2 P・wb ... happiness
 needs
 wants

例えば 越前市でいうと、252の集落、町内会があります。そして、小学校区が17あります。17の小学校区には自治振興会という自治組織があります。自治組織には、色々な毎年の計画において交付金を渡して、それを自分たちで使って地域の活動をするというタイプのものがあります。そし

て、その下に集落があって、区長さんがいる。あとは公民館がある。そういう中間的な団体組織があるわけですね。単なるパーソナルな要求ではなく、かといって、上から来るような標準的な客観的指標でもなく、その間に一人ひとりの、その時々刻々変化するウェルビーイングがあるんじゃないかなと思います。

山辺があり、集落があります。それが集まって小学校区があります。その共通的なウェルビーイングがあるはずなんですね。町の中も空き家だらけで、道は狭いとか色々な課題があります。田舎の方は病院に行こうと思っても、足がないとかという共通の課題があります。

ですから、共通の課題があってそれを解決することに意味があるのです。まずは客観指標を捉える時に、全国的な統計をそのまま引っ張るのではなくて、地域の課題なり要求なり満足なりを調査して客観指標を作る手法を編み出さないといけないと思います。

市民が実感できる指標の模索

1. 国、県の客観的指標
統計がなく、市民の実感や政策成果の連動性に限界
 ↓
2. 主観的指標の意味
 (1) 客観的指標を抽出するための手段
 ①市民の関心が強く、満足度への影響の大きいもの
 ②政策手段があるもの
 (2) 主観的満足度の時系列評価の把握
3. 「中間団体」とのミーティング
 ↓
「わたしたちのウェルビーイング」に関する項目の発見

全国一律の統計には大きな限界があるはずだと思います。観光統計なんかめちゃくちゃですよ。入り込み客数には、近所のおじさんが来てもカウントされるんですよ。目分量で去年よりちょっと多いかな、と出しているところもある。時系列で見れば、県レベルぐらいだったら意味があるかもしれないけど、政策とはあまり関係ないですよ。ですから、いわゆる統計的に処理可能な共通の統計から離れた調査が必要になるんじゃないか。今まではコスト面の色々な制約がありましたけど、これこそ DX の出番だろうと思います。

DXに期待すること

どんな場所に出かけたか、何を使ったか、マイナンバーカードと仮に紐付けすれば、心身の健康もDXで把握できるでしょう。ですから、まずは市民の要求といった、改善されて実感が得られるようなタイプのものに客観指標を選ぶべきではないかなと思います。そして、主観的な手法についても、当然アンケートという方法もありますけど、DXなどコストのかからない、手間がかからないものを使っていくべきです。特に市町村は職員が少ないですから。県庁と市役所を比べると顕著です。県庁では10人ぐらいでやっていた仕事を、越前市では1人でやっています。そういう状況で手間がかかる方法で調べてほしいと言われても無理がありますね。

DXなどの力を借りて調べる方法で客観指標を作る、あるいは主観的な満足度を調べる。そして中間団体の声を聴く。この3つを組み合わせることがいいのではないかなと思います。中間団体は足を運んでフェイストゥフェイスでやるのが出来る範囲ですね。越前市の場合は小学校区で17個ですから、年に2回やっても34回。集落の252というところとちょっときついかないかなと思いますが、その集合体としての17だったら私が直接全ての団体に会うことができます。今年も1回ずつミーティングを行いました。そこで私たち、我々のウェルビーイングを見つけられます。

私たちのウェルビーイング

国や県の客観的指標には統計がなく、市民の実態、政策、成果の連動性にやはり限界がある。主観的指標には全く意味がないのではなくて、客観的指標を抽出したり、新たに客観的指標を作ったりするための手段として、主観的指標を用いるべきだと思います。市民の関心が強く、満足度への影響が多いものを客観的指標として選ぶ。あるいは政策手段があるものを選ぶ。さらに言うと主観的満足度については、時系列的に追いかけることにはすごく意味があると思います。そういう意味で言うと、福井県の経済ビジョンがウェルビーイング

日本一って言っているんだけど、これは日本一と言うべきものではない、他と比較するものではないと私は思っています。中間団体のミーティングを通じて、私たちのウェルビーイングというものを発見できるのではないかなと思います。

私たちのウェルビーイングについては今、京都大学が新しい研究プロジェクトとして、中間的団体と言っていた越前市の自治振興会のところにヒアリングに入って、私たちの、我々のウェルビーイングを見つけようとしています。

皆さんもお分かりのように、この近代国家を作ってきた個人至上主義が、色々な壁にぶち当たって、国家社会、人に特化した社会がDXも入ってさらにばらばらになって、コロナもあって余計に色々な壁にぶち当たっています。そこで、どうやってウェルビーイングを私たちのものにしようかというのが、京都大学の研究プロジェクトのテーマであるようです。こういった研究を越前市でもやってもらって、私たちのウェルビーイングとうまく繋げられるといいなというのがこれからの話です。

これからの市政としての目標

新しいふるさと、これは住み続けるふるさと、今住んでいるふるさとをウェルビーイングなものにする、それが市政の目標だろうと思います。そのためには、ウェルビーイング、希望とか、あるいは潜在的な欲求というものを引き出して、これが主観的満足度ってことになると思うんですけど、そこに実現可能な手段があるのかどうかっていう戦略を結びつけて、さらにそれを時間軸で捉えていく。他の場所と比較するようなランキングにはあまり意味がないなって思っています。

また試作中ですが、主観的な満足度、一人ひとりのウェルビーイングは色々なアンケートを捉え、その中から客観的な、1番右側の統計データの中から、何とかそれに関連するものを引っ張り出すと、でその間に地域のミーティング、私たちのウェルビーイングというのを見つけ出します。この3つを組み合わせることが最初の出口かなと思っています。

越前市では、新しい「ふるさと」という捉え方を使います。まちづくりというと、私はあんまりピンと来ません。まちじゃなくて村づくりもあるんじゃないかと思うので、まちづくりって言わずに、ふるさとと言ってるんですね。さきほど写真でお見せした集落があります、そこに小学校区があって、それが集まったところに市があります。これがまずベースで、一人ひとりの希望を捉えて、それを総合計画の中では課題から始め、課題に向けて分かりやすく、10、100、1000 とつけた。10万人の活力と元気。市の人口は今の8万人がやがて6万人になるけど、10万人の活力を維持しようという理想を描いています。

昔、福井県も「人口100万人県福井」というキャッチフレーズを使ったことがあります。一時は人口80万ちょっとで100万人になるかなと思ったのですが、今75万人ですかね。今は交流人口、関係人口もあるので、越前市は定住促進プラス交流人口、関係人口で10万人です。

100は、100年の人生を健康で元気に幸せに暮らす。1000年未来というのは、1000年の歴史を次の1000年に繋げるような人のつながりだとか、社会基盤の安定を持っていこうということです。そのために12のチャレンジプロジェクトをやり、34の政策、6つのテーマに分けて34の政策をやる。今回の総合計画では、もう一度、市の課題を発見・分析して、我々で実行可能な政策を作り、検証することによって、循環するシステムとして総合計画が機能するのではないかと考えています。私がマニフェストと長期構想の両方を経験したことを、こういう形で生かせたらいいなと思います。最後のこれを実現するには、おそらく色々な技術開発とか、DXの知恵とかを使うと効率的にできると思います。

総合計画のようなものを精緻にやると、ろくなことがないというのが自分の経験です。誰もついていけないので、市民目線で総合計画が説明できるかどうかというところが現場的には極めて大事です。理論的精緻さよりも、わかりやすさ、伝えやすさっていうものを大事にしたいなと思ってます。今日はパワーポイントのいたると

ころに絵が出てきていますが、こういう絵が描ける職員がいるので。その人にいくつかお願いしてつくってもらいました。文字ばかりのパワーポイントは誰も読まない、というのは定評だそうなので、これからは絵にして、総合計画も絵にして、市民の皆さんに伝えていこうと思っています。私からの発表は以上です。ありがとうございました。

司会

山田市長、ありがとうございました。今回のお話ではふるさと、幸福、総合計画についてお話していただきました。その上で、統計的数値で捉えられる客観的幸福度指標の限界があるということ。そして主観的幸福に重点を置くことの必要性についてお話をいただきました。越前市の具体的な事例を基に多くのご助言をいただきました。それでは山田市長へもう一度改めまして、拍手をいただければと思います。

Ⅱ パネル・ディスカッション

司会

キーノート・スピーチに引き続きまして、福井県越前市山田賢一市長でございます。

酒田市副市長矢口明子会員でございます。矢口会員は大学卒業後、北海道東北開発公庫（現日本政策投資銀行）、神奈川県庁を経てニュージーランドのビクトリア大学行政大学院修了、2001年より東北公益大学で勤務され、2016年2月より現職でおられます。

岩手県立大学特任准教授、岩手県庁和川央会員でございます。和川会員は大学卒業後、岩手県庁に入庁され、調査分析、企画調整等の業務を担当、2015年から2019年まで幸福度指標の策定と、幸福度指標に基づく総合計画の策定に携われました。2020年に岩手県立大学に出向し、現職であります。

京都橋大学経済学部教授竹内直人会員です。竹内会員は大学院、博士前期課程を修了後、福井県庁に入庁、地域政策室、政策推進課などで地域分権

推進や総合政策の策定などに従事され、2017年より現職でおられます。竹内会員にはモデレーター役をお願いしています。

モデレーター（竹内）

斎藤会員、どうもありがとうございます。山田市長からは非常に具体的に市町村行政の現場が手に取るように分かるようなお話をいただきました。ぜひそれを受けて盛り上げたいと思います。ディスカッションの進め方を簡単にご説明します。大きく三つの部分に分けようと思います。最初の部分として山田市長のご講演を踏まえまして各パネリストからそれぞれご自身の観点から論点を提示していただきたい。それに対して山田市長からコメントを頂戴したいと思っています。全体の時間は30分程度を考えています。

引き続きましてその前半の論点提示を踏まえてフリートークを行いたい。そこで山田市長のお話がさまざまな論点を含む広範なものでしたからいくつかの論点を出していただいて深めて発展させていければなと思っています。こちらも全体で30分程度時間を取ります。最後に先ほど斎藤会員からありましたが、会場の皆様から質問を予定しております。

議論に集中していくことになりましますけども、どうか頭の片隅に時間のことを置いていただきますと議論はスムーズに進みます。その辺を含めてよろしくお願ひします。

さっそく和川会員から口火を切っていただきたいと思っています。論点をお示しいただくのとともにご自身のバックグラウンド等についても少し紹介をしていただくとパネリストの間で理解の共有がすすむのかなと思いますので併せてお願ひします。質問等含めていただいて結構です。10分程度お願ひします。

和川会員

岩手県立大学の和川と申します。今日はよろしくお願ひします。山田市長の刺激的な発表を興味深く伺いました。何より岩手県のPRをしていただきまして、それだけで今日来た甲斐があったなあ

と思っています。感謝申し上げます。

私は元々岩手県庁の職員でございまして、仕事をしながら大学院に通い、博士課程を修了しました。主にデータを使った政策分析を研究領域にしていまして、15年くらい前から自治体が把握している意識調査データを使って政策の満足度と総合的な満足度、今で言うウェルビーイングとの関係性を分析できないかという問題意識を持って研究をしてきていまして、そういった意味で本日のパネルディスカッションに呼んでいただき大変光栄に思っているところでございます。あらかじめ竹内先生から論点とございますか、質問事項をいただいております、まずはそれに沿って発言していこうと思います。

竹内先生からは、ウェルビーイングを総合計画の目標とすることの意義について、そして、満足や幸福、ウェルビーイングの違いについて、の2点について質問をいただいていたので、それに関連して発言したいと思っています。

先ほどの発表にもありましたけども、ウェルビーイングが「骨太の方針」に盛り込まれてきたり、デジタル田園都市構想の中心概念に据えられているなど、国が非常にウェルビーイング推しできていると思います。実はこの動きは自治体が起点だったということがこれまでの政策と大きな違いであると思っています。ではなぜ自治体がこのように率先して取り組んできたのかということ、成功事例があったということ、最も有名どころが荒川区なのだと思います。10年以上前に荒川区民総幸福度が公表されました。その後、客観指標を中心とした京都指標、あるいは熊本県、これは主観データだけで作っているんですけど、AKHというアグリケイト熊本ハピネスという指標を作っていましたし、先ほど紹介していただいた岩手県も総合計画に落とし込みました。

岩手県は主観と客観の2本立てにしておりまして、主観で幸福を把握すべきですが、その場合主観が下がったときになぜ下がったか要因が分からない。そこで、先ほど山田市長には大いなる批判をいただいたのですが、やっぱり客観データは必要だと思います。岩手県では、客観データの変化の動向

が分からないと、主観データが低下した時にその要因がどこか分からないと言うことで、主観データを客観データで補完をするということで2階建ての体系としております。ただ客観データについては、山田市長からもお話ありましたが、地域によって着目するものが違うし、固定化するのではなくて、ステージによってどんどん変わっていくものだろうと思っています。とりあえず入れてみて、駄目だったら変えれば良いし、またステージが変わればそれに応じた指標にすればいいと思います。客観指標自体が課題というよりは、客観指標の固定化が課題なのではないかなと、先ほどの市長のお話を聞いて思いました。

一方で、指摘されたように、確かにデータ自体の妥当性が確保されているのかという課題もありまして、不足部分を自分たちでデータを取るという発想までには及んでおりませんでした。そういった点も素晴らしいなと思っています。また、どのようにDXを使うかというお話もありましたが、現時点で何か青写真がお持ちであればそのあたり、今後の私の研究とも含めて参考にさせていただきたいと思っております、ご教示いただければと思います。

ウェルビーイングはこのように自治体が先行してきたのですが、それではなぜ自治体で普及が進んだのかというと、たぶん、自治体の場合には首長さんの意向が政策に反映しやすいということがあると思います。また、様々なバックグラウンドがあるだろうということを踏まえた上なのですが、自治体の政策にとって、ウェルビーイングが比較的親和性が高かったのではないかと考えております。高度経済成長期の経済至上主義の弊害は「公害」、バブル経済の時には「東京一極集中」、「過密化」、どれもマクロな課題でした。そして現在経済至上主義で課題になっているのが、孤立、孤独だとか、メンタルだとか、自殺とか含めてなんです、人とのつながりとか、人に着目した課題が出てきているのです。さらに、文化の衰退、自然破壊など、自治体が今まで課題にしていたことが、ちょうどウェルビーイングの視点にマッチしていることもあって自治体が、それに素早

く反応したのではないかと考えております。

それを踏まえて自治体の総合計画にウェルビーイングを入れる意義というのを考えると、やはり自治体のミッションなのではないかと考えています。逆に言えばどんなに国がウェルビーイングの旗を振ったとしても、自治体が頑張らなければ実現しないのではないかと感じております。憲法13条に、幸福追求権が保証され、そして自治法に福祉の向上が盛り込まれていることを含めると、やはり自治体のミッションであると思います。もう1つが山田市長からもお話があったと思いますが、物理的なまちづくりというのはもう限界がある中で、幸福、ウェルビーイングをキーワードにすることで、これまで見えなかった価値、新しい価値を提案できるのではないかと、との期待があるのではないかと考えています。どちらかと言えばできることを羅列していた計画から、やらなければいけないことを作る計画にレジーム転換が進んでいるのではないかと考えています。これにより、地方主体の政策がどんどん展開できるという期待があるということですね。

3つ目、これも山田市長からふるさとというお話がありました。私も岩手におりまして、地域の方から話を聞くと、非常に地域に対しての自己肯定感が低い。「うちの地域なんて」というお話があるんですよね。この地域は豊かなんだよね、ということを地域住人に可視化することで、いわゆるシビックプライドを見いだすし向上させること、地域の良さを可視化することにより、見えなかった物が見えて地域が幸せになる、そういう価値もあるのではないかな、と私は考えています。

二つ目の論点、ウェルビーイング、幸福、満足度等の用語の使い方についてなのですが、岩手県も「幸福」という言葉を使っています。だいたいの先行自治体も「幸福度」、「幸福」を使っているのですが、ほぼ現在のウェルビーイングと同じ意味だと思えます。岩手県もウェルビーイングにしようか迷ったのですけども、「これ絶対高齢者ついて来られないよね」ということで計画にもウェルビーイングのことを幸福といいますと明記することで、「幸福」という表現を使っています。ただ

やっぱり最近、幸福というとハピネス、楽しい、あるいは快樂主義、といったいわゆる感情が含まれてしまうので、それと整理をする上で、「ウェルビーイング」が今使われているのだろうと思います。

先ほど山田市長からの発言に満足としての幸福の話がございました。これ、私も大変共感しておりました。岩手県でも、幸福感を直接高める政策を打つというよりは、幸福感を高めるために、幸福を構成する 12 の領域というのを考えていまして、健康とか余暇とか、家族、それを実感というのを把握します。この実感を高めるために、政策を打とうとしています。その政策の効果を計るために政策満足度というものを高めようと。政策満足度を高めて、それを高めることで、幸福にぶら下がっている、例えば、余暇の実感だとか町づくりの実感だとか、そういう実感、その実感が高まることによって、ひいては幸福が高まる、というようなロジックモデルを構築することで、より分かりやすく政策が打てるのではないかという構成になっています。

矢口会員

山形県酒田市から参りました矢口明子と申します。結婚前の旧姓が和田で、大学で仕事をしていた際は旧姓の和田を名乗っておりましたが、今は結婚後の本名を名乗っています。任期付きの身ですので、大学にも戻れるかわからないので、ちょっとちゅうぶらりんのようで事務局にはご迷惑をおかけしています。多数立派な会員がいる中でパネリストに選ばれて大変感謝しています。

24 歳の時に神奈川県庁に入り、5 年勤めて 29 歳でやめて、ニュージーランドの大学院に留学しまして、帰って来て 34 歳で山形県に新しくできました東北公益文科大学というところで教員として採用されまして、行政学を教えて参りました。15 年くらい教えていたのですが、2016 年の 2 月に新しい市長から誘われて副市長になり、ちょうど 7 年弱、もうそろそろおしまいです。

酒田市の案内もいたしますと、山形県の日本海側、秋田県と新潟県に挟まれており、酒田市は秋田県

に近い方ですけども、庄内平野、最上川の河口に近いところということで、人口は約 10 万人と書いてありますが、実は 10 万人を切りました。9 万 9000 人と思ったらあつという間に 9 万 8000 人というところでどんどん人口が減っているところでございます。山田市長の話をお聞きして、どんな話かなと楽しみにしていました。改めてお聞きして、基本的には同感です。主観的な指標、客観的な統計指標の間のも、住民の立場から見た物をとという意味でウェルビーイングということをおっしゃっていることで私も全く同感でございます。

酒田市も現在総合計画の後期計画を作り直しているところで、ウェルビーイング指標という言い方はしていませんけれども、山田市長のおっしゃるとおり、私は 3 つ、指標の基準を示しております、1 つは市民の立場から見て市民が望む状態を表している指標が望ましいということ。2 つ目は市の施策が影響を与えられる指標でないという意味が無いので、市長がおっしゃっていた実現可能な手段を持つか、ということと同じ事だと思えますが、市が影響を与えられる指標であることです。3 つ目はやはり、いい方向に向かっているのかどうか知りたいので、あまりタイムラグがある指標だと困るので、できるだけ毎年、そっちに向かっているのか分かるような、早めに分かる指標、というのを条件に出しています。しかし、なかなか見合う指標は難しいというのは市長がおっしゃっている通りだと思います。

私の方から質問とコメントで 3 点申し上げますと、1 点目は市長のおっしゃるとおりなんですけども、市が政策手段を持つ課題に焦点を当てようとする、限られてしまうのではないかとことです。つまり酒田市にとって重要な課題は、例えば人口減少ですとか、所得が低いとかあるのですが、それを解決するための手段があるかを酒田市長ともいつも議論しています。酒田市長は酒田市が影響を与えられないことに時間を費やすというのも無駄なので、やっぱりできることをやるのだという考えの方なのですが、そうは言っても酒田市民の方に重要なことはやっぱり人

口がこれ以上減ったら経済が持たない、所得が低いから若い人が出て行ってしまふ、そこを何とかしなければいけないのではないかといつも議論しています。市が実現可能な手段を持つかというところに焦点を当てると、越前市にとって重要な課題というのが漏れてしまう可能性があるのではないかなというところをお聞きしたかったです。

2 つ目は、ウェルビーイングに着目する理由として、既存の従来型のものではなく、新しい価値に目を向けるきっかけになるのではないかということでしたが、既存の物でも重要な指標はあると思います。繰り返しになりますが、何とか所得を上げたいという目標が、やっぱり酒田市にとって私は重要だと思っていて、それなしに、文化的な水準が高いとかなんとかいうところに焦点を当てられても、やっぱりちょっと違うのではないかなというのがあります。ウェルビーイング指標はとてもいいのですが、本当に市民にとって重要な既存の従来型の指標もやっぱり大事で、それを見失うことになってはいけないのではないかなというのが酒田市に置き換えた場合に感じるところです。

3 つ目は、やっぱり市民の感覚と指標に差があるのはなぜだろうと思ったときに男性の満足度と女性の満足度に分けて測っていないからではないでしょうか。これを分けると、そこに男女差が明らかであって、女性がどの程度満足しているのかなと測ることもやはり重要なこと気がつきました。国際基準でも男女平等の指数が世界的にも日本は低いという事実があつて、やはりその差を埋めていくことは、女性も市民の半分を占めているのでとても重要なことだと思っています。内閣府にしてもデジタル庁にしても、家事が女性に偏っているとか男女別で測っているものはあまりないなあと思い、そういうところを測ると市民の実感に近い指標が取れるかなと気付いたので、質問させていただきます。

モデレーター

自己紹介させていただきますと、県に入ってから

ずっと計画に携わる仕事をやっておりました。最初ちょうど、前の前の知事の最後の計画、【従来型自治計画】に携わって、それを持って財政課にいったって、中期財政計画を作る、そしてそのあと企画に戻りまして、これはまさしく徒労に終わったと言えるものでした。国土形成計画、何のためにあの時間をかけたのか、作ったのだろうというのに携わりました。ちょうどその頃にこれらとは全く違うものとしてマニフェストというものに携わって、自主計画というものをやったのです。最後におまけのように地方創生計画もやりました。こういう経験を踏まえまして、一言で言うと首長の政治的なコミットメントが非常に明確に現れたマニフェストを実施する計画には、さまざまな問題がありました。これは市長もご指摘されていました。しかしマニフェストの実施計画が計画としては実効性が高かったと思っています。そういう観点から首長のコミットメント、ということも踏まえてなのですが、実は国に主導権のある政策が多くあります。これは市長もおっしゃっていました。

そして、国の政策に対立する、現実にはそこまで対立とはなくても、微妙に方向性が違うというか、これをうまく利用しようと思ってもずれている、市長の例で言うと鳥獣害の例など、これをどうされていくのか興味を持ってお聞きしました。実は国がなんとなく邪魔とまでは言わないけどあまり助けにならないなというような問題をどのようにされているのかという政策に関心を持ちましたのでそれについて質問させていただきます。

市長からコメントよろしくお願いします。

山田市長

幸福とウェルビーイングの関係について、同じ物という話がありましたけども、私自身、日本総合研究所（日本総研）の幸福度調査、あれをずっと追いかけていました。それをベースに幸福度というものを福井県のブランドとして発信していくという風なミッションをしていました。そればかりやっていたので、荒川区の幸福度、ブータンの

国王が来たときには竹内先生と一緒に新書を届けたり、あの頃から幸福、幸福と。その幸福やっ
ていて、ブータンの幸福はあれでいいと思うんで
すが、幸福度の幸福は実感とずれている気がしま
す。やはり今、あえてウェルビーイングと使うの
は、幸福だとあまりにもあのイメージが強すぎる
んですね。

幸福と言ったときに客観的指標でランキングに
すると、1番福井、2番東京、で北陸が並んで、後
ろの方に沖縄とか来てますよね。それは実感とだ
いぶん遠い幸福なので、幸福と同じ、言ってい
まうとブータンが我々やみんなの頭にあるので、こ
れは言葉を変えた方がいいのではないかと、とい
う意味でのウェルビーイングです。あるいは富山県
で言えば真の幸福、越前市は幸福の実感、と言っ
てますが、一こう付け加えないと客観指標のトラ
ウマがあるので一指標についても客観的なもの
があった方がいいのではないかとこの点につき
ましてはその通りだと思います。しかし、先ほど
ご紹介した岩手県の客観的指標の仕事分野とか
収入分野で並んでいるものは、ほとんど越前市に
とっては意味の無い指標であるのと、仮に統計の
中で使えるものがあるのであれば、市民満足度の
向上と、あるいは今足りていないものを高めるた
めの指標を選び取る作業が必要になります。つま
り、主観指標なり、私たちのウェルビーイングな
りの観点から客観指標をもう1回捉え直す作業
が必要であるというのが1点です。

もう1つは市役所の中には、色々なデータがあ
ります。数字です。これは必ずしも他と比べられ
ないデータですね。例えば高齢者の集いの場があ
るとか、文化活動が盛んで、それがこれくらいあ
るという数字は把握している訳です。そういうも
のを他と比較するのではなくて、増えているとか
減っているとか状況把握のための客観データに
置き直す必要があるのではないかなと思います。
ですから、越前市の特徴である人がいなくて困
っている、女性はめいっぱい働いている。という
状況、あるいは、海が無いから漁業なんて言われ
てもしょうがないとか、ありますので、という
風に全国共通の標準的な客観的指標には意味が

ないのではないかと、それぞれのオリジナリティ
ーに基づいた指標というのが前提になるべきで
はないかというのが、客観指標と幸福との関係で
す。

それから重要な課題についても手段が無いので
はないかということですけども、さっき申し上げ
ました話ととか、あるいは新幹線の話とか、そう
いうタイプのもは手段がないですが、私も県で
長らくやっていた産業政策で市において実行で
きる企業誘致であるとか、中小企業政策である
とか、そういうタイプのもは色々打つ手がある
と思います。ここに書いてある10万人の元気と活
力とかまさに経済の話ですね。観光誘客も含ん
でいます。そういう形でいうと、ベーシックな、誰
もが求める豊かに暮らせる、安心して暮らせる、
そういったベーシックなことは当然政策手段を
持ちうる範囲で、用いる政策手段との関連の中
で、生活指標を捉えればいいのかかなと思います。

それから男女の話ですけど、福井県越前市もそ
うですけど、非常に女性の活躍するところです。
世の中も一緒ですよ。女性の共働き率トップ1、2
だと思いますが、非常に働いています。女性の満
足・不満と男性の満足・不満は、全く違うと、そ
の通りだと思います。かつこれは年齢、年代によ
っても全く違いますし、住んでいる場所によっ
ても違います。ですから、そこは男と女だけでは
ないのかなと思います。選挙の時も言われました
が子育て政策というとお年寄りの人たちが、そ
んなの我々には関係ない、とおっしゃいました。
人が所属するもの、置かれている状況によっ
てばらなので、色々な分類とクロスチェックし
ながら、希望満足、幸福というのを拾う必要があ
るんじゃないかなという風に思います。ベーシッ
クな課題についても出来る範囲で、政策手段を講
じることで全然手が届かない物はしょうがない
かなと思っています。

竹内先生が言われたと思いますが、国に対しては、
長年やってきましたけども、色々な提案をして
いかなければいけないと思いますし、それは市が
直接というだけでなく、県を通じたり、あるいは
政治家と一緒にあって政治的な運動として展開

していくことが我々のできることかなと思います。やっぱり霞ヶ関と現場の遠さっていうのは市役所に来て強く思います。県と市町村も遠いと思いますし、さらに国の霞ヶ関の企画立案を見ていると、現場のこと全然感じていないなと風に思うことは多々あります。そこは伝えていかなければ行けないですし、そのための努力をすることかなと思います。

モデレーター

貴重な論点に適切にコメントいただいたところだと思います。それを踏まえて自由討論に移ってまいろうと思います。1つ、男女の観点というのは、私自身聞いていて矢口先生に出させていただいて、貴重なご指摘をいただいたなと思いました。男女だけではなくて、市長が言っていた、年齢差、若者と高齢者というようなところにも通じるのであろうと思います。これは大事な話になるんですが、あとの論点につきましてはあまり整理してしまわずに次の30分で色々掲げていけたらなと思いますので、そういうような方針で少し議論を続けていこうと思います。少し時間をとり、整理をしていただいて、ウェルビーイングの中で役割とか居場所の話が市長の話で特に印象に残りました。そういうところを踏まえて今度は市長の方から話を振っていただくということでどうでしょうか？

山田市長

印象的な話を少ししますが、今は100歳が当たり前になりましたが、100歳になった人の所にお祝いを持って行くのです。持って行くと言うことはただ命があるということではなくて、比較的元気に生活している100歳のところに持って行く。2人のおばあちゃん、と言っていいのかな、100歳の人の所にお祝いに行きました。2人とも極めて元気ですね。負けるくらい元気で、1人の方がおっしゃったことは「今が1番幸せよ」。たいしたことだな、これぞ人生100年の総決算だなと思います。やっぱり両方の家とも家族がいて、家族と暮らしている。

お2人に「元気の秘訣は？」と聞くと腹八分目と草むしりというのですね。草むしりというのが意外に重要で、もちろんスクワットみたいに筋肉がつくということだと思うのですが、やっぱり役割があること、自分が果たすべき役割があるということだと思います。それも家の前の草むしりだけではなくて、自分の敷地以外のちょっと離れた広場とか、自分でもちろん歩いて行って自分で草むしりを永遠にやっていると。

1つには家族に囲まれているという居場所があり、100歳の時はやらないけど、90歳くらいまではその辺でカラオケしてましたとか、趣味のサークルに行っていて今は草むしりをしていると話していました。その居場所と役割、自分の果たすべき事があること、やるべきことというのが生涯あるというのは非常に大事なことだなと思いました。ここがたぶんウェルビーイングの原点だと思っています。

先ほどふるさとの集落の話をしました。やっぱり抽象的にものを見ていたのでは物事は分からないので、もちろんひとりひとりの幸せなんです。一人ひとりの幸せと行政との距離があるので、そこがもうちょっとグループ化というか、集約化されると幸福ということがまさに行政の役割で、政治の役割だと思います。そういう人たちを少しでも多く作るということを窮極の目標にして、それが課題で、障害となっていることがあるのであれば、それを一つずつ解決し、解決されたかどうか成果指標であって、それが幸せに結びつくと、そういう構造で総合計画も考えかつ実行しなければいけないのではないかなと改めて100歳のお2人から感じました。

矢口会員

「居場所」と「出番」というのですけれども、「役割」と同じ意味だと思います。おっしゃるとおりだと思います。もしウェルビーイングの要素として居場所と出番が重要ということでしたら、地方都市は都会よりはあるなと実感しています。酒田市内でも移住者の方とお話をしていると、何が酒田市、地方都市がいいかという、都会よりも

出番があるという話をよくしています。人が少ないので出番は多いです。

ただ、私も東京から移住してきて、大学の教員という普通とは違う、地元の人とは違う仕事をしていますので、それでたまたま出番が回ってきているのか分かりませんが、地元の人と話をしていて、そういう話になるときもありますから、地方都市の良さの一つは居場所と出番が都会よりも与えられる可能性が多いことかなと思います。ただそれが私のように元々移住者で出ちゃっている者はいいののですが、固定的な伝統的な女性の役割に押し込められた役割、出番しか無いという非常に居づらいです。それなのでそこは地元の人とよく実態を話して、女性男性に限らず、自分が生きたいように生きられる出番が有り、居場所があることでないといけないと思うので、そこは確認する必要があると思います。

地方都市の方が地域とのつながりを感じられると思います。東京に住んでいた時は、地域の一員であるという実感はほとんどないですよ。仕事と家庭の往復で。でも小さな町に住んでいると、仕事と家庭、これが成り立つためにも地域の色々な方の働きがあって、毎日が回っているのが実感できる。そういうのがあると思います。

モデレーター

フリーディスカッションですので、指名と言うことではなくて、何かあればどうぞ。

和川会員

居場所と舞台という話ですが、岩手県で幸福度指標を策定した際に、ソーシャルキャピタルってすごく重要だよ、ということがわかりました。かなりソーシャルキャピタルが主観的幸福感に効いている、あるいは協調感が幸福感と親和性が高いということがわかりました。ただ実は県レベルでソーシャルキャピタルに直接刺さるような政策ってなかなかなくて、これは市町村にお願いするしかない領域なのだろうと思っています。一つの自治体では達成できないことも多いですから、こういうウェルビーイングに着目してイベント

をやっていただくという意味では当然市もそうですし、県、ひいては日本全国のウェルビーイングの向上につながっていくじゃないかなと思います。

あと 100 歳のおばあさんの話がありまして、ちょっとそれで思い出したんですけども、岩手県の幸福度の指標はアンケートを使って体系を作りました。その時に自治体として、幸福を定義してはいけない、ということに注意しました。幸福度指標に当てはまる人もいますけども、当てはまらない人もいます。ただ幸福度指標に基づく政策を展開すれば多くの県民の幸福に該当します、という最大公約数というものだと思っています。なので、指標から漏れるという表現は正しくなくて、指標以外の人たちがいることを前提にどうフォローするかだと思います。平均値には限界があって、平均値以外をどう把握するか、そしてアンケート答えない人、声なき声をどう把握しようか、そういった意味では集落に入り込んで意見を聞くというのがまさしく、声なき声を拾うということで大事だと思うのです。統計や調査などで把握できない方々をどうやってその人達に目を向けるのかというのが大きな課題だなと感じています。

モデレーター

市長のお話で、越前市はおそらく福井県の中で、外国人の比率が最も高い所だと思います。矢口会員もおっしゃった女性の居場所が女性に対する期待に押し込まれたらおかしなことになるという話、その通りであると思います。

今度は日本のコミュニティから切り離された状況に入ってきた外国人について、随分長く住んでおられる方も多くいらっしゃると思いますが、そういうところにどのようにアプローチされているのかなというのが単純な疑問ですので、もし何かあれば教えていただきたいです。

山田市長

5000 人近くいて、長い人だと第二世代が社会人になる人もいるし、選挙カーで歩くと、日本人の家

と全く変わらない、家の方です。立派な車も、2台目もあって、表札だけカタカナだなんていう。そういう家も結構あります。もちろんそれでも文化とか生活習慣の違い、夜中まで元気に遊ぶとかです、ね、コロナみたいなことになるとそういう文化習慣・生活習慣の違いが攻撃対象になってしまうくらいがありますけど。そういう課題は県の多文化共生の窓口もありますけど、越前市独自の窓口があって、年間1万5000件くらい相談があるということでした。そういう中で色々対応をしてもらってますし、かなり多文化共生っていうのが、進んできているというのがあります。

1番印象的だったのが、ある小学校の運動会で、アナウンスがあるんですね。盛り上げるための。それが日本人の日本語と、ブラジルのポルトガルの子のダブルでやったところ大変盛り上がったという話を聞きました。あるいは、文化祭の出番があると、ステージ、出し物に外国人のグループも参加するとか。かなり場所によってももちろん課題はあるんですけど、そういう日常生活といえますか、特に子どもの世界では、カルロスさんと遊びに行ってくるとかそういう世界だから、子どものうちに馴染んでいるというか可能性を感じたなと思います。

私が最近いつも言っているのは、外国人市民との色々な課題というとらえ方ではないということです。これだけグローバルな世界が進んでいると、社会人になったときに日本人の子どもが社会人になって企業に就職した時、いきなりブラジル出張、赴任だと言われることもあるでしょう。アジア行けと言われることもあるでしょう。そういう時に自分がマイノリティ、外国人となることもあります。そういう多文化の人たちと子どもの頃から触れている子どもたちはそのハードルを一つ越えているところから始めているんだと。それはすごく子どもたちにとってもプラスになると捉えるべきです。

もう1つは日本中の人口が減って、消費と生産がかなり落ち込むわけですね。その時に日本社会は外国人を頼らなければいけない。そういう意味で越前市は外国人にとって住みやすいことは彼ら

のためではなくて、私たちのためにあるんだから住みやすい生活環境を作ることが我々自身のためにもなります。5000人の、しかも若い人たちの消費量を考えると、それはもう数十億円なんです、ね。それも彼らによって支えられている訳だから、さっきおっしゃっていた県民の所得のレベルも彼らが消費も支え、生産も支えています。そういう社会が日本全体に来るわけだから、その課題先進エリアとして対応すればいいのではないかと常々思います。

モデレーター

どうでしょうか？

他に質問意見があればお願いいたします。

山田市長

さっきの女性の問題は確かにあります。自分自身も含めて、非常に女性に依存割合が高い地域だと思っています。当然みんな働いていて、家庭のこともして、地域のこともして、私は余裕が欲しいと、女性の職員に言われましたけど、そういう課題があります。一方でなかなかその、例えば地域の団体、自治振興会など町内会など、この役職にはなかなか、ならせてもらえない。というよりは、なかなか余裕がないからだと思うんですが、そういう所に出ているんじゃないことが多いですね。婦人会みたいなものが昔は、今は女性会といいますが、それも特定の人がやっているということで、これは地域活動全般に言えることで、たぶんPTAもスポ少も消防も防犯対もほとんど同じ人がやっていると思います。そういう地域活動を支える等人たちが固定化しているという問題と女性がなかなかそういう所に出られないのかでいいのか、そういうのがあるというのが1つの課題かなと思います。だからそういうところに女性の声がなかなか反映されないというのがあるのではないかなと思います。

モデレーター

ありがとうございました。

和川会員

今女性の話が出たので1つ情報提供です。先行事例ですけども、ライフステージごとに幸福の指標って変わるよねということで若者、働き盛り、高齢者、そして男女も入っていたのか定かではありませんけども、ライフステージごとに指標を変えている自治体がありました。たしか、岩手県の滝沢市だったかなと思いますけども、そういった形でよりきめ細かくやろうとしている動きがあるよということをお知らせしておこうと思います。

モデレーター

それではよろしいでしょうか？

どんな形で総合計画にウェルビーイングが入るか楽しみです。今度は会場の皆さんからいくつか質問をいただこうと思うのですが、どなたか市長さんに、我々にもあれば結構ですけども、マイクをお持ちします。

お名前と所属をお願いします。

質問者・Aさん

先ほど富山県の取り組みご紹介いただき、お褒めいただき、大変恐縮です。ありがとうございます。実はご紹介いただきましたウェルビーイング推進課、担当課長もWEBの方でこれを見ていて大変喜んでおります。ありがとうございます。今日のお話でありますけども、このウェルビーイングといういわば抽象的な概念を我々の政策なり実務なりにこう落とし込んでいく過程で色々悩みの多いところ、そこの腑に落ちるお話をたくさんいただき大変ためになってありがたいお話でした。その中で2つ教えていただきたいことがあります。この若干見慣れない抽象的な言葉というものを政策に落とし込んでいくうちに、当然住民の皆さん、それから職員の皆さんにもこれ共感をして理解をしていかないといけないということなんですけど、なかなかそこが難しいです。いろいろと支障がございます。県でも担当課が一生懸命やっておりますが、どういう風に乗れ越えていくのがよいか、というのが1点。

県民は同時に市民であるわけでありまして、県と

市町村の関係ということになります。県がウェルビーイングというものを勧めていこうとしているときに、同じく市民であるわけですけども、特に市の方が住民に寄り近いということで、そこで協調して一緒に仕事ができるに越したことは無いんですけども、そこでの協調ということで県ということで和川先生、市としてということで山田市長お話しいただければと思います。

モデレーター

それでは市長からお願いします。

山田市長

ありがとうございます。チャレンジすばらしいなと思います。課の名前にしたというのが議会答弁でも使わせていただきました。課の名前になっているんですよ、と言いましたけど、非常にすばらしいと思います。中身も非常によく考えられているなと思います。

特にウェルビーイングから入っていくと、伝わりにくいのだと思います。ですから逆からいくのかなと思っています。先ほど言った目指す姿というのがあります。大体色々なところで話するのは、大体人口減少とか高齢化とか課題から入って、プラス、チャンスとしての、新幹線の延伸だとか、中部縦貫道の開通だとか、いわゆる交通公共基盤が変わるかとか、コロナ明けにはインバウンドが増えるよとか、そのピンチとチャンスを両方伝えます。その上でこの3つの姿、10万人の元気の活力、人口は減るけど色々な活力を生み出す考を考えます、それから人生100年をみんな幸せに暮らせるようにします、1000年未来に色々なものをつないでいきます、そういうことがウェルビーイングでありますと順番をひっくり返す必要があるかなと思います。そういう対話の機会もあって、ウェルビーイングの越前市というところから入るとそこから引っかかってしまうので。

一方で県外の若い人、UIJ ターンであるとか、高校生とか大学生と話すときにはウェルビーイングから入った方が訴求力があるのではないかなと思うので、ケースによって変える必要があるか

なと思います。あと先ほど申し上げましたけどもグラレコ、グラフィックレコードの得意な職員が、絵にしてもらっているのですが、絵姿で、文字だとなかなか伝わらないのを絵とかイメージ図でそういう物でコミュニケーションツールを開発する必要があるのではないかなと思っています。

もう1点、県の方ですけども、長らく県にいた関係で幹部連中は一緒に仕事したことがある方ばかりですので、今のところコミュニケーションはうまくいってます。あとちょうど同じタイミングで経済ビジョンにウェルビーイングという言葉を入れるという風に県も発表しているので、おそらくその辺は、歩調が取れていくのかなと思います。色々な政策ではぶつかる場所もありますが、今はたまたま私の知り合いが全ての部署にいるので話がしやすい環境にあるかなと思っています。

モデレーター

ありがとうございます。

和川会員いかがでしょうか。

和川会員

直接私への質問ではなかったかもしれませんが、住民の方々への共感というところ、岩手県でも幸福という言葉を入れた時にやはり耳慣れないという意見がありました。どうやって住民に理解してもらえるのかということ、あと幸福というものはやっぱり気付きだよ、ある種ムーブメントを起こせば、起こさなければいけないのではないかと、という意見もあって、県民の方を対象としたワークショップを開催しました。ただどうしても我々だけではワークショップの数を多くこなすことができません。ですので、ワークショップの手引きを作って、ワークショップをする前に自分の幸福が見える化するために、幸福カルテというものを作りました。それらを配布して身近で幸福カルテを作ってみてください、家庭でワークショップをやってくださいと。県だけでは、手が回らないのでみなさんご自分でやってみてくださ

い、ということで住民の方々を巻き込んでやろうと努力しました、また、実際に県民計画を作成した後は、「いわて幸福白書」というものを毎年作っています。幸福度指標と政策評価が完全に連動していますので、政策評価の公表と合わせて幸福度指標はこう変わりました、県民意識すなわち主観的幸福感がこう変わりました、そしてその次に県はこういう政策をやっているかと思っています、というものをカラー刷りのページで作りました。ただ、これだけでは誰も読んでくれそうもないので、冒頭に、幸福度ランキングで有名な寺島実郎さんのインタビューを載せたりとか、著名な方に寄稿してもらいまして、岩手県の幸福を語ってもらってから、岩手県の幸福のデータがどうなっているかというのをみなさんに手にとってもらえるようにPRしているという取組をご紹介したいと思っています。

あと県と市町村の関係というのもおっしゃる通りだなと思います。実は岩手県の計画、県民計画と名前がついておりまして、行政計画ではなくて、いわゆる自治計画といえますか、そういう計画になっています。したがって県がやること、市町村にやってもらいたいこと、住民の方にやってもらいたいこと、企業の方にやってもらいたいこと、役割分担というと大げさですけども、指標も県の目標でもあるのですが、みんなの目標でもあるんですよ、というような位置づけで計画を作っております。計画を作るにあたっては、もちろん県議会にも諮っておりますし、自治体の市町村の方々のご意見も聞きながら作っているという意味で作る過程で市町村を巻き込んで調整をはかろうと努力をしています。

モデレーター

いかがでしょうか、会場の方からも一つ二つ。

山田市長

付け加えてもいいですか。おっしゃるように、市とか町とか余計なお世話だという首長も非常に多いと思います。私はたまたま個人的な関係があるので色々話をしますけども、結構文句を言って

いる首長もあります。自分の反省でもありますけど、やっぱり県が先に発してあとはついてこいというのが県庁はどうしてもあるんですよね。深い反省のもとに申し上げます。

モデレーター

いかがでしょうか？

和川会員

一方で幸福というキーワード、メッセージに対してはなかなか文句は付けづらい雰囲気があったのではないかなと思っています。

モデレーター

ありがとうございます。
何かコメントがあれば。

質問者・Bさん

今日の話は私どもがやってきたことにぴったり合う話で、すごく役に立つと思われ帰ろうと思います。今日の話でウェルビーイングというのは昔から実はあるんですけども、健康の定義にウェルビーイングというのが書いてあるので、国家試験を受けている者はみなウェルビーイングという言葉はなじみがありますよね。ただ、中身がさっぱり分からないということで、私どもヘルスプロモーション関係とか研究をしてきたのですが、そのときウェルビーイングという言葉が出てきます。そういうような経緯で、言葉としては馴染んでおりますが、例えば現場で話すときにはじゃあ良い状態ですねとか、より良い状態になりましょうということで話をしてきたわけですが、今日のように系統的な話をさせていただきますと、我々の、保健福祉を主にやっているところですけど、保健福祉のところでもそういうような方向できちんと整理できるんじゃないかなと思いました。ソーシャルキャピタルの話も今日出ましたけども、ソーシャルキャピタルはご存じのとおり、地域健保の基本指針に2012年にごちゃごちゃと書かれています。そのソーシャルキャピタルということで、私どもの仕事は市町村さんと現場で動く仕事な

んですけど、多くの人をそこに力にしていくというのがなかなか難しくって、地域でやっていただくといえれば言い方が悪いのですが、本当は自らの力でやっていただければありがたいんですが、そういう形に持って行くというところに、なかなか難しさがある風に思っています。

今日お話があった居場所のお話と役割のお話は、私ども健康関係は寿命関係ではかなり研究をされていて、エビデンスがかなり蓄積されている部分です。保健福祉関係ではそういう話は語られるのですけども、ではそれを小さなコミュニティでやるとなると十分な手段を持っていないというのが現実です。お話にもありましたが、ひょっとしたら個別に回って把握しなければいけないのではないかなとは思っています。このような形で、ぜひ今後ともここで勉強させていただきたいと思えます。

山田市長

元々はWHOが始まりですよ。50年近く前に。ですから私も色々考えていく中で、保健福祉分野とのなじみが一番いいなあと思っています。それに加えて、おそらく居場所でもそうなんでしょうけど、ある本で、まさに健康長寿は、心と体と社会。社会はつながりだと言っていました。おそらくここで言うウェルビーイングは健康福祉医療、それに加えた社会的というものがクローズアップされてきたので、全体の指針にもなりうるような概念になってきて、そこがまさに居場所とか、出番とか、あるいは地域の活動団体だとかになっているのではないかな、その重要性がでてきたのかなと思えます。

モデレーター

ありがとうございます。最後にプログラムを見ますと少し締めろ、というようなことがありますので若干まとめさせていただいて終わろうと思えます。

今日のお話は市長の基調講演から、面白い話しや論点が沢山出たと思えます。まず市長本当にありがとうございます。皆様ありがとうございます。

お話を聞かせていただいて、自分も参加させていただいて、何を思ったのか。地方分権もついにここまで来たなあという感じです。目の前に包括的
地方自治ガバナンスを 20 年ほど前に提唱された
稲継先生がおられますけども、やっぱり色々文句
を言われて進まないみたいなこともあったけど
も、着実にここまで進んでいるんだなという風に
思いました。特に、市長のごく普通のお話の中か
ら他との比較では無くて地方のオリジナルの指
標を持たなければならん、横の比較ではなくて、
自分たちの町の過去とくらべて将来へ展望して
いかなければいけないということが、山田市長が
特に優れた市長だからというものもあると思いま
すが、そういうお話が市町村行政の現場から出来
ているということ自体がやはり地方分権が進ん
できているんだということを実証しているんだ
と思います。と同時に男女の観点が抜けちゃった
なあと忸怩たる部分もあったので、良い勉強させ
ていただきました。

こういうことがあって、ウェルビーイング研究と
かウェルビーイングの実践と根付いていって地
方分権というものが進んでいくんだろうと思っ
たところ。少し本筋の論点からずれましたが
私自身勉強になりました。最後に総合司会の方
に返して終わりとします。

司会

みなさまどうもありがとうございました。
居場所と役割、多文化共生、女性といった観点で、
幅の広い御議論いただきました。シンポジウム冒
頭 ZOOM の音声が入らず、進行が遅れたことをお
詫び申します。それでは明日もよろしくお願
いいたします。

テーマ：固定資産税（土地）の未来
—徳島県内の市町村の事例からの考察—

所属：四国大学経営情報学部経営情報学教授・元徳島県

氏名：小笠原 章

研究概要

「土地の所有者不明化」問題が、日本各地で表面化し、その面積は九州を上回る規模であるともいわれている。

そこで、徳島県内の市町村も、土地の固定資産税収入が急減しているのではないかと調べてみたところ、固定資産税（土地）は大きく減少していたが、その主たる理由は、土地の評価額の下落であった。

固定資産税（土地）を安定的に確保するためには、地価の下落防止や、太陽光発電等による土地の有効活用が重要であることがわかった。

<キーワード> 固定資産税（土地）、評価額、太陽光発電

1 はじめに

筆者は、地方公務員を定年退職後、毎週末、徳島市内の自宅から車で西北西に約1時間ほど離れた徳島県阿波市の実家に滞在し、屋敷内の清掃と約1,700㎡の敷地の草刈りに従事している。

将来、この土地と建物はどうなるのか。毎年支払っている固定資産税はどうなるのか。そんなことを考えながら、隣近所を見回せば、筆者の幼少時の賑わいや活気は全くなく、空き家と空き地が目立っている。

吉原祥子（2017）によると、「土地所有者の居所や生死が判明しない、いわゆる、「土地の所有者不明化」問題が、日本各地で表面化している」（p. ii）、「国土交通省が2014年度に行ったサンプル調査では、登記情報が50年以上前のままの土地は19.8%にのぼった。全国の私有地の約2割はすでに所有者の把握が難しくなっている。面積にあてはめると、四国はもちろん、九州を上回る規模である。」（p. iv）とされている。

とすれば、この阿波市も徳島県内の市町村も所有者不明土地が急増し、土地の固定資産税収入が急減しているのではないかと。

この機会に、徳島県内市町村の事例から固定資産税（土地）の未来について考察してみたい。

2 固定資産税の現況

（1）固定資産税とは

石原信雄ほか（2011）によると、固定資産税とは、「固定資産（土地、家屋及び償却資産）の保有と市町村の行政サービスとの間に存在する受益関係に着目し、資産価値に応じて毎年経常的に課する物税である。税収面においても、市町村民税と並んで、市町村税の大宗をなしており、その普遍性、安定性からして最も地方税に適した税目といえる」（p.186）と定義されている。

（2）固定資産税額

徳島県内の24市町村の令和元年度の純固定資産税額は総額470億5,228万円であり、市町村税総額1,012億8,799万5千円の46.5%（約半分弱）を占めている。

また、純固定資産税のうち土地に係る固定資産税が151億198万円で、32.1%を占めている¹。

（3）固定資産税額の推移

2007（平成19）年度以降の徳島県内市町村の固定資産税額の推移は図表1の通り。

家屋分は増加しているが、償却資産及び土地は減少している。特に、土地分は2019（令和元）年度には、約48億円、24.1%の減となっている。

（4）土地に関する概要調書

土地に関する固定資産税額の減少の理由を調べるため、土地に関する概要調書を分析した。その結果は図表2の通り。

小規模住宅用地、一般住宅用地、商業地等（非住宅用地）宅地（いずれも法定免税点以上のもの）とも、地積は増加しているので、課税面積の減少ではなく、固定資産の決定価格の減少すなわち固定資産評価額の減少がその理由であることがわかった。

（5）固定資産税（土地）の徳島県内市町村別の状況

固定資産税（土地）の徳島県内市町村別の状況は図表3の通り。

2007（平成19）年度と2019（令和元）年度を比較すると、県内市町村合計では24.1%の減となっている。阿波市のみプラスになっているが、他の23市町村はマイナスである。

なお、全国数値は5.1%の増加となっている。

（以下、次ページ）

¹ 徳島県市町村課（2021）p.7

	土地	家屋	償却資産	純固定資産税
2007（平成19）年度	19,896,028	20,884,554	11,890,767	52,671,349
2010（平成22）年度	19,089,567	21,201,273	10,951,125	51,241,965
2013（平成25）年度	16,249,072	20,153,003	10,653,237	47,055,312
2016（平成28）年度	15,276,108	20,534,049	10,494,423	46,304,580
2019（令和元）年度	15,101,980	21,391,832	10,558,468	47,052,280
2019(令和元)－2007（平成19）	-4,794,048	507,278	-1,332,299	-5,619,069
2019（令和元）／2007（平成19）	0.759	1.024	0.888	0.893

（出所）「平成20年度市町村税務統計書」徳島県市町村課編集・発行及び
「平成25年度、平成30年度、令和2年度の各市町村税務統計書」徳島県市町村課編集・
公益財団法人（平成20年度は財団法人）徳島県市町村振興協会発行より筆者作成

小規模住宅用地（法定免税点以上のもの）				
	平成20年1月1日(A)	令和2年1月1日(B)	(B)-(A)	(B)／(A)
地積（㎡）	46,035,178	49,592,923	3,557,745	1.08
決定価格（千円）	1,447,177,193	1,034,637,424	-412,539,769	0.71
課税標準額（千円）	204,670,818	172,387,872	-32,282,946	0.84
一般住宅用地（法定免税点以上のもの）				
	平成20年1月1日(A)	令和2年1月1日(B)	(B)-(A)	(B)／(A)
地積（㎡）	35,692,218	37,478,878	1,786,660	1.05
決定価格（千円）	698,144,022	457,599,489	-240,544,533	0.66
課税標準額（千円）	181,045,147	152,473,043	-28,572,104	0.84
商業地等（非住宅用地）宅地（法定免税点以上のもの）				
	平成20年1月1日(A)	令和2年1月1日(B)	(B)-(A)	(B)／(A)
地積（㎡）	42,980,598	43,768,168	787,570	1.02
決定価格（千円）	1,158,607,580	774,953,629	-383,653,951	0.67
課税標準額（千円）	753,713,200	538,255,523	-215,457,677	0.71
宅地合計（法定免税点以上のもの）				
	平成20年1月1日(A)	令和2年1月1日(B)	(B)-(A)	(B)／(A)
地積（㎡）	124,707,994	130,839,969	6,131,975	1.05
決定価格（千円）	3,303,928,795	2,267,190,542	-1,036,738,253	0.69
課税標準額（千円）	1,139,429,165	863,116,438	-276,312,727	0.76

（出所）「平成20年度徳島県税務統計書」及び「令和2年度徳島県税務統計書」徳島県市町村課
編集・公益財団法人（平成20年度は財団法人）徳島県市町村振興協会発行から筆者作成

（単位：千円、全国は兆円、％）				
市町村名	平成19年度(A)	令和元年度 (B)	(B)-(A)	(B)／(A)×100
徳島市	8,650,569	6,505,761	-2,144,808	75.21
鳴門市	1,974,717	1,141,561	-833,156	57.81
小松島市	1,145,543	765,039	-380,504	66.78
阿南市	1,999,437	1,498,539	-500,898	74.95
吉野川市	798,476	688,604	-109,872	86.24
阿波市	572,426	572,769	343	100.06
美馬市	500,451	456,224	-44,227	91.16
三好市	372,302	312,006	-60,296	83.80
勝浦町	58,862	56,882	-1,980	96.64
上勝町	10,158	7,063	-3,095	69.53
佐那河内村	15,069	14,824	-245	98.37
石井町	541,676	421,789	-119,887	77.87
神山町	60,566	46,735	-13,831	77.16
那賀町	93,172	76,468	-16,704	82.07
美波町	60,048	35,338	-24,710	58.85
牟岐町	95,892	54,617	-41,275	56.96
海陽町	122,419	102,358	-20,061	83.61
松茂町	544,426	398,250	-146,176	73.15
北島町	679,952	576,568	-103,384	84.80
藍住町	745,114	706,490	-38,624	94.82
板野町	274,210	200,463	-73,747	73.11
上板町	217,849	175,050	-42,799	80.35
つるぎ町	131,853	89,631	-42,222	67.98
東みよし町	230,841	198,951	-31,890	86.19
合計	19,896,028	15,101,980	-4,794,048	75.90
全国	3.71	3.90	0	105.12

（出所）「平成20年度市町村税務統計書」及び「令和2年度市町村税務統計書」
 徳島縣市町村課編集・公益財団法人（平成20年度は財団法人）徳島縣市町村振興協会
 発行、全国は総務省HP「固定資産税・固定資産税収入の動向」より筆者作成

（6）固定資産税（土地）の阿波市の状況

図表3の通り、固定資産税（土地）は、23市町村が減少しているにもかかわらず、阿波市のみがプラスとなっている。

その理由を調べるため土地の概要調書（阿波市）分析したところ、徳島県阿波市は、小規模住宅用地、一般住宅用地、商業地のいずれも地積が増加していた²。

また、固定資産税（土地）の徴収率も、2007（平成19）年度の86.7％から2019（令和元）年度は91.

8％と5.1ポイント増加している³。

さらに、図表4では、その他の土地の課税標準額が、県内市町村全体では大幅に減少しているにもかかわらず、阿波市は大幅に増加している。主な増加理由を、阿波市の税務課に照会したところ、耕作放棄地などの農地を活用した太陽光発電施設の新設により、その底地が農地から雑種地になったためとのことであった⁴。

² 徳島縣市町村課（2019）及び徳島縣市町村課（2021）

³ 徳島縣市町村課（2019）及び徳島縣市町村課（2021）

⁴ 2022（令和4）年8月4日 阿波市市民部税務課で固定資産税担当者に聞き取り

図表4 土地に関する概要調書				
法定免税点以上の課税標準額（県内市町村合計）				
	（単位：千円）			
	平成20年1月1日(A)	令和2年1月1日(B)	(B)-(A)	(B)／(A)
田（介在分を除く）	22,940,526	22,069,634	-870,892	0.96
畑（介在分を除く）	6,813,021	6,414,253	-398,768	0.94
宅地合計	1,139,429,165	863,116,438	-276,312,727	0.76
山林（介在分を除く）	11,488,974	11,157,539	-331,435	0.97
小計	1,180,671,686	902,757,864	-277,913,822	0.76
その他	254,974,355	176,385,659	-78,588,696	0.69
合計	1,435,646,041	1,079,143,523	-356,502,518	0.75
法定免税点以上の課税標準額（阿波市）				
	（単位：千円）			
	平成20年1月1日(A)	令和2年1月1日(B)	(B)-(A)	(B)／(A)
田（介在分を除く）	3,914,911	3,773,272	-141,639	0.96
畑（介在分を除く）	367,429	357,946	-9,483	0.97
宅地合計	33,233,744	28,353,635	-4,880,109	0.85
山林（介在分を除く）	355,144	301,955	-53,189	0.85
小計	37,871,228	32,786,808	-5,084,420	0.87
その他	6,732,113	9,042,872	2,310,759	1.34
合計	44,603,341	41,829,680	-2,773,661	0.94
（出所） 「平成20年度市町村税務統計書」及び「令和2年度市町村税務統計書」徳島県市町村課 編集・公益財団法人（平成20年度は財団法人）徳島県市町村振興協会発行から筆者作成				

阿波市は、徳島平野の中原にあり、東西に山がなく阿讃山地（北）から吉野川（南）に向かって扇状地のゆるやかな傾斜地になっている土地が多いため、日当たりが良く、市内を自動車移動すると、市内に太陽光発電施設が増加していることが実感できる。

3 まとめ

徳島県内の24市町村では、固定資産税（土地）の減少が大きく、その主たる理由は、土地の評価額の下落である。そのような中、唯一、阿波市は増加している。その理由として、特に太陽光発電の増加による雑種地の増加など、課税対象面積の増加及び徴収率の引き上げがあげられる。

固定資産税（土地）の未来を考えると、土地の課税対象面積の増加と徴収率の引き上げは大きな要素である。さらには2（4）で見てきたように、土地の評価額の低下が最大の原因であることから、地価の下落を防ぐ手立てが必要である。

固定資産税（土地）を安定的に確保するためには、税の徴収率の継続的な向上のような市町村の税務当局の努力のみならず、市町村をあげた魅力あるまちづくりによる地価の下落防止や、太陽光発電施設

の新設等による土地の有効活用が重要である。

（参考文献）

- 石原信雄ほか（2011）『地方財政小辞典』ぎょうせい
 総務省「固定資産税・固定資産税収の動向」（2022年9月17日最終閲覧）
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/150790_15.html
 徳島県市町村課（2009）『平成20年度市町村税務統計書』
 財団法人 徳島県市町村振興協会
 徳島県市町村課（2014）『平成25年度市町村税務統計書』
 公益財団法人 徳島県市町村振興協会
 徳島県市町村課（2019）『平成30年度市町村税務統計書』
 公益財団法人 徳島県市町村振興協会
 徳島県市町村課（2021）『令和2年度市町村税務統計書』
 公益財団法人 徳島県市町村振興協会
 徳島県統計データ課（2021）「国勢調査（徳島県の人口）」（2022年9月17日最終閲覧）

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/statistics/year/census/>

吉原祥子（2017）『人口減少時代の土地問題』中央公論新社

テーマ：都道府県の新型コロナウイルス感染症対応の評価に関する一試論 —感染拡大時の対応をめぐって—

所属：川崎市

氏名：鈴木洋昌

研究概要

本報告では、新型コロナウイルス感染症第6波の都道府県の対応について、保健所の体制やワクチン接種率、PCR検査数の状況を分析するとともに、主成分分析を行い、総合的な評価を試みた。この結果、都道府県ごとの対応が異なり、その適正性について課題があること、都道府県・市町村間の一層の連携が必要であることを指摘した。

1 報告の趣旨

新型コロナウイルス感染症対応については、東京都をはじめ、都道府県を主体とした対応が分権的と評価されている(磯崎(2020)p. 45)。一方、各種指標を用いた都道府県の評価では、しばしばメディアを賑わせ、住民から評価されている東京都や大阪府などの評価が低くなっている(濱岡(2021)p. 440)。

新型コロナウイルス感染症対策については、「コロナ禍という、強大な対応力を必要とする国難ともいえる災害下において、国による対応が必要という点も現状においては是認されうる」との見解(関西経済同友会(2021)p. 15)がある。また、神奈川県知事は、「新型コロナウイルスのような国全体の緊急事態においては、国の主導の下、シンプルで一元的、広域的な対応が望ましい」としており(神奈川県 令和3(2021)年第一回定例会2月16日)、広域自治体による対応の必要性を述べている。

こうした中で、総合的な評価等を行い、今後の対応への示唆を得ることを目的としている。

2 先行研究

新型コロナウイルス感染症に関するデータは、感染者数、病床確保数、病床利用率など、都道府県を単位としたものが中心であり、市町村ではなく、都道府県を単位とした評価が行われている。

既述の濱岡は、新型コロナウイルス感染症対応について、2021年3月まで(月次データは2020年12月)の各種統計データを用い、政策評価のための指標作成を試みており、10の統計データの偏差値を算出し、それを平均する手法をとっている。この結果、総合指標が最も高いのは鳥取県、ランキング下位には、大阪府、東京都、京都府が位置している。東京都は、市民の自粛と比べて都が行うべきことを行っていない一方、鳥取県は感染の兆候のある段階でPCR検査を増加させ、大阪府は感染状況に応じて増加させていた

としている。また、本来ならばウェイト付けを行って、総合ランキングを算出する必要性を指摘している(濱岡(2021))。

曾我も2020年当初のデータを用いて都道府県別の対応の格差を明らかにし、これを踏まえた衛生、保健、医療、福祉の業務間連携と機関連携の見直し等の必要性を指摘している(曾我(2020))。

人口当たり保健師数が多い都道府県は、新型コロナウイルス感染症にかかる人の割合(罹患率)が低いとの指摘もある(Tomioka, Shima & Saeki2020)。

このうち、総合評価にあたってどのような手法を用いるかについては議論がある。例えば、指定都市の評価として、指定都市市長会は各種の委託調査において、各項目の偏差値を算出し、その平均を用いる手法を採用している(日本都市センター大都市制度等調査研究委員会(2001)、大都市”にふさわしい行財政制度のあり方についての懇話会(2009))。北村は、こうした手法について、疑問を提起し、主成分分析を用いた評価を実施している(北村(2013))。

本報告では、北村の指摘も踏まえ、主成分分析を用いた総合評価を試みる。

3 評価の考え方、手法、指標

(1) 評価の考え方

新型コロナウイルス感染症への対応は2020年の第1波から変化しており、徐々に経済活動との両立に重点が置かれるようになった。実際、第1波でも、2020年4月7日の基本的対処方針では「経済への影響を最小に留め」といった表現がみられるに過ぎなかったが、その収束がみえてきた2020年5月4日の基本的対処方針では「感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立」という表現が盛り込まれるようになった。その後、ワクチンや、PCR検査の能力拡大など、医療側の体制の確保などにより、従来に比べ、より大きな感染者数であっても、緊急事態宣言等が発出されることはなくなり、許容範囲が大きくなっていく。

このため評価にあたっては、感染対策といった視点のみならず、経済への影響をいかに抑えているかといった視点も考慮する必要がある。

(2) 評価対象

新型コロナウイルス感染症については、第1波から第7波までで、人々の意識とともに、新型コロナウイルス感染症自体もオミクロン株が主流となるなど大きく変化してきている。先行研究では当初からの累積データを用いた分析が行われているが、累積のデータではこうした変化に対応した都道府県の評価は困難である。

このうち第6波では、まんえん防止等重点措置が出され、営業時間の自粛等の措置が行われたが、第7波では、「BA.5対策強化宣言」が発出されたに

過ぎない。

こうした中で、本報告の評価対象は、2022年1月から3月の第6波とする。最近の対応等のうち、第6波では、知事の要請に基づき、まんえん防止等重点措置が発出される中で、感染対策と経済の両立にどのように取り組んだのか、そして、その結果を評価するのかを考察していく上で適当であると考えられるためである。また、累積データではなく、比較的、最近の期間を限定したデータを用いることによって経済との両立に重点が置かれる中での対応を明らかにできると考えられるためである。

(3) 評価指標と手法

先行研究を踏まえると、評価指標としては表1のようなものが考えられる。

このうち、行政体制は地方分権の推進をはじめ、この間の環境変化への対応を示しており、取組は都道府県が国や市町村と連携した取組の結果のアウトプットと位置づけられる。感染状況は取組や行政体制のアウトカム的な指標となる。一方、経済指標については、アウトカム指標として感染状

況をコントロールしながら、マイナスの影響を与えない、むしろプラスに転換させていくことが求められているといえる。

表1 都道府県のコロナ対策の評価指標

行政体制	10万人当たり県内保健所職員数 都道府県内保健所職員数に占める都道府県職員の割合(集権度)
取組	2回ワクチン接種率 10万人当たり病床数 10万人当たり重症病床数 PCR検査数
感染状況	10万人当たり感染者数 10万人当たり死亡率 病床使用率 重症病床使用率
経済指標	オフィス人流増減率 住宅人流増減率 消費支出増減率(R1比較) 延べ宿泊数の増減率(R1比較)

出典：筆者作成

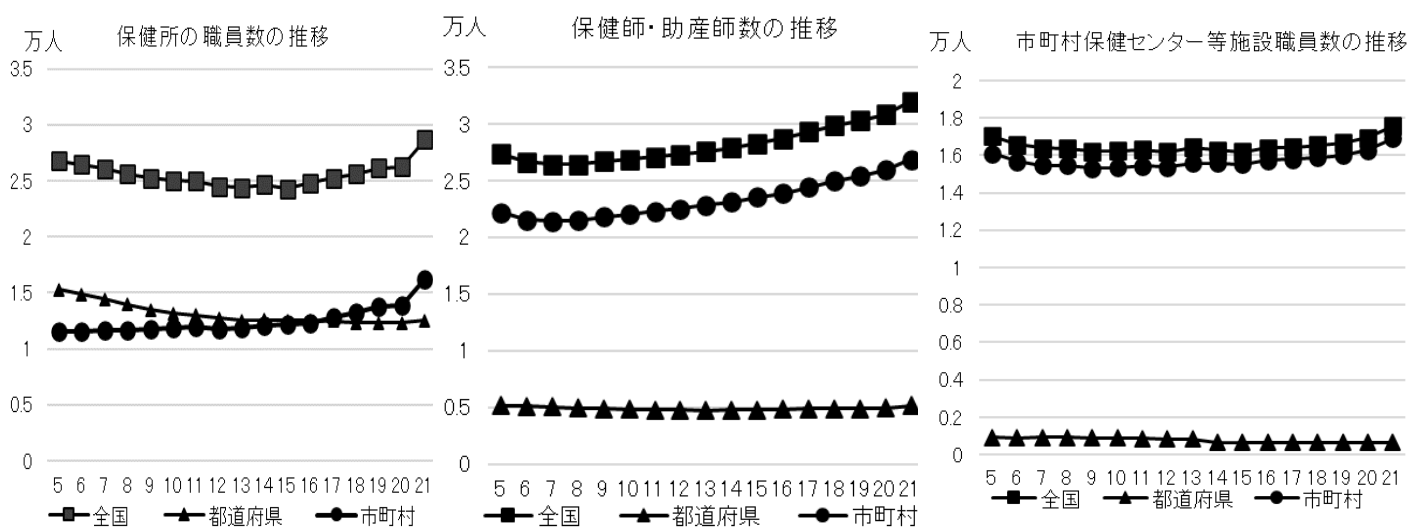


図1 保健所の職員数の推移等

出典 令和3年地方公共団体定員管理調査結果より筆者作成

4 都道府県の取組等の状況

(1) 行政体制

新型コロナウイルス感染症対応として、行政側の主要な業務を担う保健所については、地方行革、地域保健法の施行、地方分権の進展など、さまざまな環境変化に対応してきた。特に、戦後の保健行政は「保健所を中心に総合的公衆衛生行政を進めた」が、「慢性疾患や高齢者医療に対処する新たな必要が生じ」「1990年代以降の対人保健は市町村中心に進められ」、「保健所は広域化された」(宗前(2022)p.56)。一方、地方分権の流れや、平成

の市町村合併の進展の中で、指定都市、中核市など、保健所設置市が増加していく。

ここで、保健所の職員数の推移等を図1に示した。左図の保健所の職員数については、2005年度以降減少し、2014年度以降、増加に転じる。ただし、都道府県、市町村の職員数をそれぞれみると、保健所設置市の増加に伴い、市町村の保健所職員数が都道府県を超え、逆転している。

一方、真ん中に示した、保健師・助産師数については、いったん減少したのち、全国では、増加に転じている。この中でも、都道府県の保健師・

助産師の推移については横ばいとなっている。

右図から、市町村保健センター等の職員数もおおむね増加傾向にある。

このように全体として人員は増加しているが、現場に目を向けると、業務量の増加に対して、「各事務所では事務職員が減って」おり、「かつて事務職員が行っていた仕事を、現在では当たり前のよう保健師をはじめとする技術職員が行っている」(山谷(2021)p.130)。また、相対的に、広域調整を行う都道府県の職員数が減少し、対人保健を担う市町村の職員数が増加している。

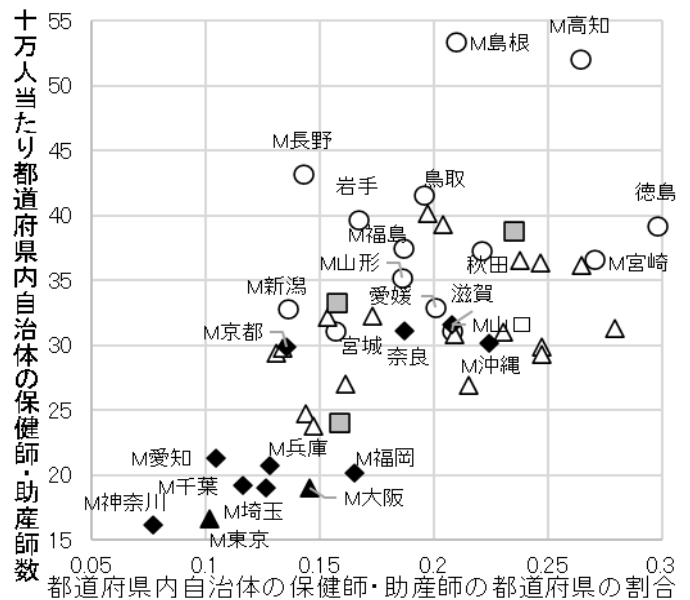
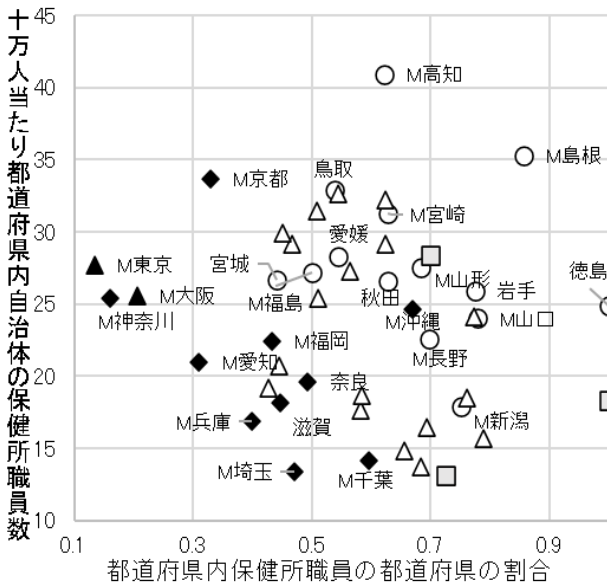
図2に都道府県ごとの人口10万人当たり保健所職員数、保健師・助産師数を示した。

左図からは、人口10万人当たり都道府県内保健所職員数が少なく、都道府県内保健所職員の都道府県の割合が低い、つまりより分権的な都道府県ほど、第6波の人口10万人当たり感染者数は多くなっている。対人保健を担っていない「減員され

広域化した保健所には加重な負荷がかかる」一方、「保健所設置市の場合、対人保健スタッフを保健所チームに投入できた」(宗前(2022)p.56)との指摘を踏まえれば、保健所業務が市に分権化されているほど、冗長性が働き、積極的疫学調査等の対応が可能であり、感染が抑制されているとも思われるが、実態は異なっている。ただし、分権化されている都道府県は人口も多く、その他の要因が影響していることも考えられる。

また、右図からは、十万人当たり都道府県内自治体の保健師・助産師数と都道府県内自治体の保健師・助産師の都道府県の割合は正の相関にあり、都道府県の割合が低いほど、全体での保健師・助産師数が少なくなっていることがわかる。また、前者が少なく、後者の割合が低いほど、感染者数が多いことがわかる。

こうした状況を踏まえると、都道府県・市町村の連携が感染症対応として重要といえる。



第6波における感染者数 ○ 1000~2000 ▲ 2000~3000 □ 3000~4000 ◆ 4000~5000 ▲ 6000~7000

(人口10万人当たり)

図2 都道府県ごとの10万人当たり保健所職員数、保健師・助産師数

出典：令和3年地方公共団体定員管理調査結果等より筆者作成

注 都道府県名の前のMはまんえん防止等重点措置の出された都道府県を示す

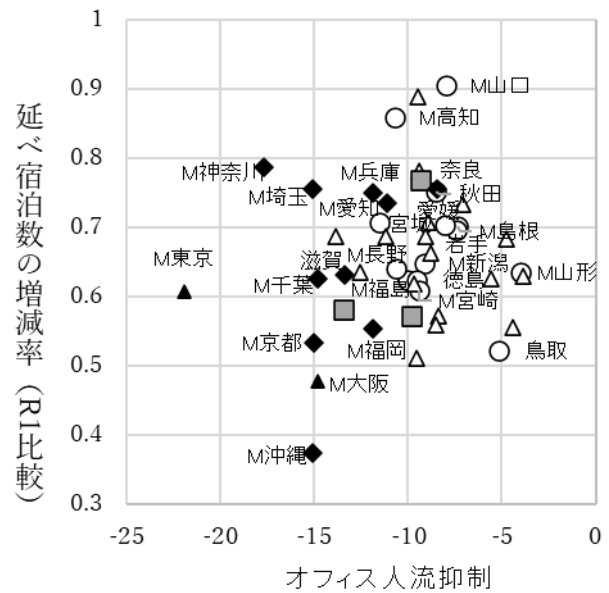
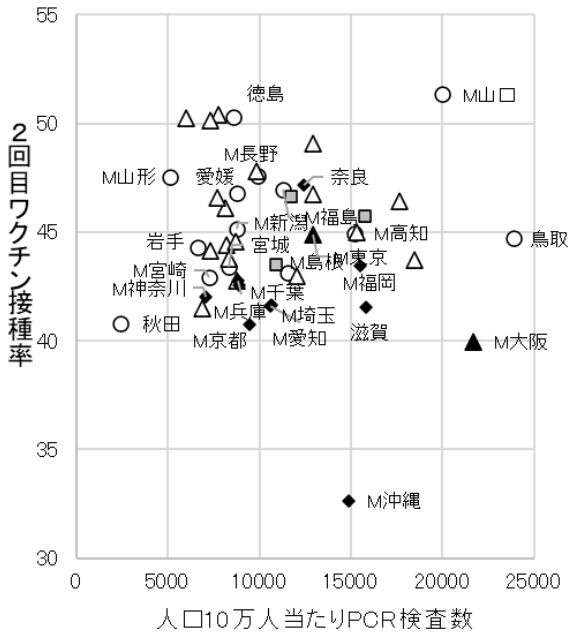
(2) 取組

図3に人口10万人当たりPCR検査数・2回目ワクチン接種率、延べ宿泊数の増加率・オフィス人流抑制率を示した。

左図からは、濱岡の指摘のとおり、鳥取のように感染者数が少ないが、PCR検査数は多い団体がある一方、大阪のように感染者数が多い中で、検査数を増加させている団体がある。また、ワクチン接種率の高い団体ほど、感染者数は少なくなっており、ワクチンが効果を上げていることが伺われる。個別の団体の状況のみをみると、沖縄県は接

種率が大変低いほか、大阪や兵庫など、大都市において接種率が低くなっている。

また、右図の延べ宿泊数の増加率とオフィス人流抑制率からは感染の多い都道府県で延べ宿泊数の増加率が1を下回り、減少していること、オフィスの人流も抑制されていることがわかる。濱岡の指摘のとおり、東京都などでは、両者とも抑制されており、民間の協力は得られている。この点では、行政側の対応のありようが問われているともいえる。



第6波における感染者数 ○1000~2000 △2000~3000 □3000~4000 ◆4000~5000 ▲6000~7000 (人口10万人当たり) 図3 PCR検査数・ワクチン接種率、延べ宿泊数の増減・オフィス人流抑制

出典：東京大学大学院 経済学研究科 仲田・藤井研究室サイト、宿泊旅行統計調査より作成筆者作成
注 都道府県名の前のMはまんえん防止等重点措置の出された都道府県を示す

5 都道府県の取組等の状況の評価

こうしたデータを用いた主成分分析の結果を表2、図4に示した。表2の主成分の負荷量について、第1主成分は10万人当たり感染者数や死亡者数、病床使用率や重症病床使用率が高く、第2主成分は10万人当たり病床数、重症病床数、PCR検査数など、感染対策の取組が高くなっており、それぞれ感染状況、取組状況と整理できる。

表2 主成分の負荷量

	指標	感染状況	取組状況
行政体制	10万人当たり県内保健所職員数	-0.06776	0.229786
	都道府県内保健所職員数に占める都道府県職員の割合(集権度)	-0.31264	0.179475
	2回ワクチン接種率	-0.24284	0.080976
取組	10万人当たり病床数	0.003932	0.554003
	10万人当たり重症病床数	0.266888	0.426421
	PCR検査数	0.142361	0.444848
	10万人当たり感染者数	0.430787	-0.02209
感染状況	10万人当たり死亡率	0.325506	-0.07221
	病床使用率	0.30605	-0.11654
	重症病床使用率	0.342493	-0.04127
	オフィス人流増減率	-0.35659	0.105112
経済指標	住宅人流増減率	0.311002	-0.08923
	消費支出増減率(R1比較)	-0.04445	-0.21484
	延べ宿泊数の増減率(R1比較)	-0.13721	-0.36828
	累積寄与率	0.3452	0.5546

出典：筆者作成

第1象限の大阪や東京、沖縄は感染状況が高い中で、取組を強化している団体、第3象限の秋田等は感染状況が低い中で、取組も抑えている団体と整理できる。一方、第2象限の団体は感染状況に対する対応が十分であったか、第4象限の団体は先回りして対応していたともいえようが、その対応が適正であったかなど、検証していく必要がある。

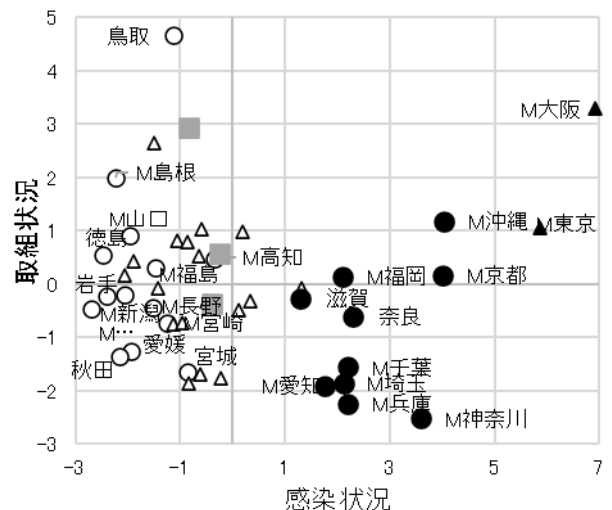


図4 主成分得点の結果

第6波における感染者数(人口10万人当たり) 出典：筆者作成

6 まとめと残された課題

本報告における検討では、第6波における感染状況と取組について主成分分析を用い、その評価を行い、

対応の適正性について課題提起を行うことができた。また、都道府県・市町村間の連携の必要性を指摘した。この点については、例えば、平時には対人保健

の業務を担っている市町村の職員が感染拡大時には感染症対応業務にかかわるといったことで、冗長性を確保していくことも考えられる。この具体的な対応については今後の検討課題としたい。また、人口が多く、分権の進んだ都道府県において感染が多い理由等はさらなる分析が必要と考えている。こうした点についても、今後の課題としたい。

謝辞

報告当日は、広島修道大学教授の澤俊晴先生から貴重なコメントをいただくとともに、企画委員であり、司会を務めていただいた品川区の田口祐子氏には大変お世話になった。会場では、参加いただいた会員の皆様からも有益なコメントをいただいた。ここに謝意を表させていただくとともに、今後の研究に活かしていきたいと考えている。なお、あり得る誤りはすべて筆者の責任である。

補記

第33次地方制度調査会の第10回専門小委員会で、厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症対応に関する調整困難事例として、都道府県及び保健所設置市において保健師が不足したことを挙げ、改善策として、各都道府県及び保健所設置市における保健師の不足状況を把握した上で、保健所を持たない市町村等からの応援が得られるよう、都道府県知事が全体を調整することが必要としている。

こうした課題の一部については、既に、2022年に成立した改正感染症法等で対応された。改正法では、現行、感染症発生・まん延時にしか認められていない、入院勧告・措置その他の事項にかかわる都道府県から保健所設置市・特別区、医療機関等への総合調整について、対象となる措置を平時から感染症発生・まん延時に至るまでの感染症対策全般に拡大した。さらに、都道府県による保健所設置市・特別区からの情報収集権限を創設している。あわせて、総合調整の相手先として、市町村(保健所設置市・特別区以外)を追加し、緊急時における迅速な入院調整を可能とするため、感染症発生・まん延時における入院勧告・措置について、都道府県から保健所設置市・特別区への指示権限を創設している。

このように、全体として、都道府県の権限が強化されている。こうした対応は、はじめに述べた関西経済同友会の提言や神奈川県知事の指摘に沿ったものともいえ、また、本報告のまとめで述べた都道府県と市町村の連携による冗長性の確保といった方向性等とも一致している。

ただし、この間の地方分権の中でさまざまな権限が市町村に移譲されてきた方向性とは異なっており、また、都道府県の指示権限といった形が妥当なのかは疑問が残る。こうした動向については引き続き注

視していきたい。

参考文献

磯崎初仁(2020)「新型コロナウイルス対策と自治体行政の課題」『地方行政実務研究』第2号、pp. 43-57。

関西経済同友会地方分権委員会(2021)『コロナ禍の今、地方自治を問う』。

北村亘(2013)『政令指定都市』中央公論社。

曾我謙悟(2020)「データで読み解く感染症対策 保健・医療体制、コロナ対応の47都道府県格差」『中央公論』1641号、pp. 52-61。

宗前清貞(2022)「医療制度における冗長性 —保健所再編の政策過程—」『年報行政学』第57巻、pp. 41-60。

日本都市センター大都市制度等調査研究委員会(2001)『大都市制度等に関する調査研究報告』。

“大都市”にふさわしい行財政制度のあり方についての懇話会(2009)『“大都市”にふさわしい行財政制度のあり方についての報告書』。

濱岡豊(2021)「COVID-19 対策の諸問題(4)都道府県による対策の評価試論」『科学』Vol. 91 No. 5、pp. 438-442。

山谷清秀(2021)「保健所行革の勘違い」『地域を支えるエッセンシャル・ワーク 保健所・病院・子育てなどの現場から』ぎょうせい、pp. 119-147。

Tomioka, K., Shima, M. & Saeki, K. (2022). “Number of public health nurses and COVID-19 incidence rate by variant type: an ecological study of 47 prefectures in Japan” *Environmental Health and Preventive Medicine*, 27:18

関係法令の改正と新たに任命される

教育長の職歴の相関関係について

— 東京都 23 特別区の教育長人事を事例として —

竹内真雄（東京都庁）

Masao TAKEUCHI (Tokyo Metropolitan Government)

要 旨

基礎自治体の教育長人事については、これまで市町村合併の問題や統一的な資料の不足等から十分な実証研究が行われてこなかった。本論では、それらの課題に対応するため、1947 年以降、合併や分割が行われていない東京都 23 特別区を対象として、関係法令の改正が教育長人事に与えた影響について時系列分析を行った。具体的には、任命された教育長の職歴を、①区役所職員出身、②教員系出身、③その他の職歴（①と②以外の者）に分け、近年の 3 つの関係法令の改正が教育長人事にどのような影響を与えたか、について仮説を提示し、検証を行った。また、実際に任命された教育長の具体的な職歴についても調査し考察を行った。

キーワード：地方自治、教育委員会制度、教育長、特別職人事

1. はじめに

本論は、近年の教育長の任命方法等に関する 3 つの法令改正が、基礎自治体の教育長人事にどう影響したか、また影響しなかったかを検証し、知見を得ることを目的とする。3 つの法令改正とは、後述する、①2000 年の地方分権一括法の施行に伴う教育長の任命承認制度の廃止、②改正地方自治法の施行に伴う 2007 年の収入役ポストの廃止⁽¹⁾、③2014 年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う首長の教育行政への関与の制度化、を指す。

分析する事例としては、1995 年から 2021 年までの期間に東京都 23 特別区において任命された全ての教育長、延べ 186 人（再任を含む）の職歴を対象とし、それぞれを、①区役所職員出身（区の部長職経験者等）、②教員系出身（公立学校長経験者等）、③その他の職歴（①と②以外の者）とに分けて分析

を行っていく⁽²⁾。その後、区役所職員出身者と教員系出身者、その他の職歴を持つ者の具体的な職歴についても確認し、基礎自治体の教育長人事に関する考察を行っていく。

2. 先行研究の検討

これまで、基礎自治体の教育長人事の実証分析を行った先行研究は確認できなかった。また、教育長人事に限らず、同じ基礎自治体の特別職である助役（現・副市区町村長）人事についても先行研究が少ない状況であり、田村（2006）は、2002 年 1 月 1 日時点に在籍した市の助役の分析を行った著書で、先行研究について「助役の経歴に関する網羅的な調査研究は皆無であったと考えられる」と述べている⁽³⁾。

一方で、都道府県の教育長人事を対象としたものは、村上（2007、2011）等の優れた研究が存在する。

それらの研究は、中央省庁から都道府県教育長への出向人事を主な分析対象としており、都道府県の教育長ポストへは、教育行政を所管する文部科学省からではなく、旧・自治省からの出向人事が多いこと、また、都道府県の副知事や総務部長ポストが自治省からの出向者から地元職員に置き換わったときに、自治省からの教育長就任が起こる場合が多いこと等が実証されている⁽⁴⁾。

基礎自治体の教育長人事の実証分析を行った研究が少ないことについては、以下の二つの理由が考えられる。第一に、都道府県の数が1972年5月の沖縄復帰以降、47都道府県で変化がないのに対し、基礎自治体である区市町村については、例年、合併等による総数の変化が見られることである。特に、本論が対象とする期間（1995年～2021年）については、表1のとおり、市町村合併が盛んに行われた時期であり、基礎自治体の数が3263区市町村から、5割強の1747区市町村まで減少するなど、時系列分析が困難な状況となっている。

表1 基礎自治体数の推移

	特別区	市	町	村	合計
1995年 1月1日	23	663	1994	583	3263
2021年 1月1日	23	792	743	189	1747

出所) 政府統計の総合窓口 (e - S t a t) より 著者作成

また、第二に、国から都道府県等への出向人事については内閣人事局による「国と地方との間の人事交流の実施状況」が、例年、公表されている⁽⁵⁾のに対し、都道府県から区市町村への出向人事については、統一的・定期的に作成される資料が存在しないことなど、基礎自治体の教育長人事については、分析に必要な資料等が十分に整っていないことである。

本論では、上記の二点に対応するため、対象とする事例を、区市町村のうち、1947年8月以降、合併や分割が行われていない東京都の23特別区に限定した⁽⁶⁾。また、各教育長の職歴については、教育長候補者を教育委員・教育長として任命する際、任命同意を得るために、区長が区議会本会議で候補者の経歴紹介を行った際の議事録を個別に確認しデータ化している。

3. 関係法令の改正とそれが教育長人事に与えた影響についての仮説

これから本論で取り扱う3つの関係法令の改正について個別に説明し、それに対応する仮説を提示していく。なお、それぞれの仮説の検証については次章で行うこととする。

3.1 2000年の地方分権一括法の施行に伴う教育長の任命承認制度の廃止

1956年に成立した地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、区市町村教育委員会教育長の任命手続は以下のように定められていた。①区市町村長が、区市町村議会の任命同意を得た上で、区市町村教育委員5人を任命する、②教育委員5人の互選により区市町村教育委員会として教育長を任命する⁽⁷⁾（その際、教育委員長も任命）、③区市町村教育委員会教育長の任命については、都道府県教育委員会の承認を受ける。

このうち、③の都道府県教育委員会による教育長の任命承認制度については、地方政府の行う人事のうち、国や都道府県の関与が制度化されていた唯一の例であるとされ、地方分権改革の流れの中で強い批判を受け、制度自体が廃止されている⁽⁸⁾。この任命承認制度の廃止は、2000年4月施行の地方分権一括法の施行により行われたが、この法令改正により、特別区の教育長人事に対し、以下の仮説1の影響があったのではないかと考えられる。

仮説1（教育長任命承認制度の影響仮説）

教育長の任命承認制度の廃止により、事実上の任

命権を持つ区長が、都道府県教育委員会の意向を忖度せず人事を行えるようになったのではないか。

具体的には、区長が教育長の人選を行うにあたり、都道府県教育委員会から承認を得やすいと考えられる公立学校長や都・区の教育委員会関係者を優先する必要性が減少し、逆に教育行政の経験が無い区の官房系部長（総務部長等）等を登用しやすくなったと考えられる。そのため、区役所職員出身の教育長の割合が増加したのではないか。

3.2 2007年の改正地方自治法の施行に伴う収入役の廃止

2007年の改正地方自治法の施行により、区市町村において、首長、助役と並び「三役」とされてきた特別職である収入役ポストが廃止され、代わりに一般職である会計管理者が設置された⁽⁹⁾。このことにより、組織内の特別職の数が減少するとともに、教育長ポストの相対的な地位が上昇し、基礎自治体において、特別職である教育長が副区市町村長（旧・助役）に次ぐ地位となった。この法令改正により、特別区の教育長人事に対し、以下の仮説2の影響があったのではないかと考えられる。

仮説2（収入役ポストの廃止仮説）

助役に次ぐ地位にあった収入役ポストが廃止となり、特別職の数自体も減少した。そのため、区長が教育長の人選を行うにあたり、長期に渡り行政組織に貢献した官房系部長（総務部長等）等を処遇し、行政系幹部職員のモラルを維持する必要性が生じたことから、区役所職員出身の教育長の割合が増加したのではないか。

3.3 2014年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う首長の教育行政への関与の制度化

2014年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正は、大津市いじめ自殺事件における教育委員会の対応、責任の所在の不明確さについての批判を契機としており、首長の教育行政に関する権限を強化する方向で改正が行われている⁽¹⁰⁾。具体的な改正内容としては、①教育委員長と教育長を一本化

して、教育長を教育委員会の代表者とし、教育行政の第一義的な責任者であることを明確化したこと、②首長の意向を教育行政により反映させるため、首長が議会の同意を得て第一義的な責任者である教育長を直接任命することとし、また教育長の任期を3年に短縮することで、任期4年の首長が在任中1度は教育長を任命できるようにしたこと、③教育行政の基本的方針である大綱の策定を首長の権限とし、首長と教育委員会が協議・調整を行う総合教育会議を新たに設置し、その会議の主宰者を首長としたこと等がある⁽¹¹⁾。この法令改正により、特別区の教育長人事に対し、以下の仮説3の影響があったのではないかと考えられる。

仮説3（首長の教育行政への関与の制度化仮説）

首長の教育行政への関与が制度化されたことにより、区長が教育長の人選を行うにあたり、自分の意向を汲み取ることに長けた「長年に渡る部下（区役所職員出身者）」を配置する必要性が減少し、代わって、「教育問題の専門家」を組織外から登用し制度として進行管理していくことが可能になった。そのため区役所職員出身の教育長の割合が減少したのではないか。

4. 仮説の検証と評価について

前章で提示した3つの仮説について、検証と評価を行っていく。

4.1 仮説1（教育長任命承認制度の影響仮説）の検証と評価

仮説1は、2000年の教育長の任命承認制度の廃止により、事実上の任命権を持つ区長が都道府県教育委員会の意向を忖度せず、人事を行えるようになり、教育行政分野での勤務経験が無い官房系部長（総務部長等）等の登用がしやすくなることで、区役所職員出身の教育長の割合が増加したのではないか、というものである。

この仮説を検証するために、制度改正前（1995年～1999年）と制度改正後（2000年～2006年）の期間に任命された教育長について、職歴別に分類した

ものが表2である。

表2 仮説1（教育長任命承認制度の影響仮説）の
検証

	改正前 (1995～1999年)	改正後 (2000～2006年)
区役所職員出身	27 (90.0%)	38 (79.2%)
教員系出身	3 (10.0%)	8 (16.6%)
その他の職歴	0 (0.0%)	2 (4.2%)
計	30	48

※数字は期間内に任命された教育長数（再任を含む）
※括弧内の割合はその期間内に任命された全教育長に
占める各職歴の割合
出所）各区議会議事録より著者作成

検証結果は、仮説1の想定とは逆に、任命制承認制の廃止後に区役所職員出身の教育長の割合が90.0%から79.2%に減少していた。逆に、任命承認制の下で承認を得やすいと考えられる公立学校長経験者等の教員系出身の割合が10.0%から16.6%に増加していた。そのため、仮説1は支持されなかったと考える。

この結果の解釈としては、元々、教育長の任命承認制は形骸化しており、その廃止は、特に、基礎自治体の教育長人事にインパクトを与えなかったのではないかと考えられる。現実的には、公選の首長が地方議会の同意を得て教育委員に任命した人物の教育長就任を、都道府県の一機関である教育委員会が拒否することは考えづらく、元々、区市町村長が、教育長人事を行う上で、都道府県教育委員会の意向への付度等は存在しなかったのではないかと考えられる⁽¹²⁾。

4.2 仮説2（収入役ポストの廃止仮説）の検証と 評価

仮説2は、2007年の改正地方自治法の施行により収入役ポストが廃止されたことで、長期に渡り行政組織に貢献し特別職への昇任を期待する官房系部長

（総務部長等）等への処遇や、行政系幹部職員のモラル維持のために、区役所職員出身の教育長の割合が増加したのではないかと、いうものである。

この仮説を検証するために、制度改正前（2000年～2006年）と制度改正後（2007年～2014年）の期間に任命された教育長について、職歴別に分類したものが表3である。

表3 仮説2（収入役ポストの廃止仮説）の検証

	改正前 (2000～2006年)	改正後 (2007～2014年)
区役所職員出身	38 (79.2%)	37 (74.0%)
教員系出身	8 (16.6%)	13 (26.0%)
その他の職歴	2 (4.2%)	0 (0.0%)
計	48	50

※数字は期間内に任命された教育長数（再任を含む）
※括弧内の割合はその期間内に任命された全教育長に
占める各職歴の割合
出所）各区議会議事録より著者作成

結果は、仮説2の想定とは逆に、収入役ポストの廃止後に区役所職員出身の教育長の割合は79.2%から74.0%に減少していた。そのため、仮説2は支持されなかったと考える。

この結果について考察するため、区長、副区長、教育長という特別区の新たな「三役」のうち、唯一、条例で定数を増加できる副区長の人数について確認すると、収入役ポストの廃止直後の2007年の時点では、副区長を複数置く特別区の数5区であったが、2年後の2009年の時点では、それが11区に増大していた⁽¹³⁾。そのため、自治体によっては、収入役ポストの廃止後の行政系幹部職員のモラルアップは、仮説2で想定した教育長人事ではなく、副区長ポストの増加により対応がなされたのではないかと考えられる

4.3 仮説3（首長の教育行政への関与の制度化 仮説）の検証と評価

仮説3は、首長の教育行政への関与が制度化されたことにより、区長が教育長の人選を行うにあたり、自分の意向を汲み取ることに長けた「長年に渡る部下(区役所職員出身者)」を配置する必要性が減少し、代わって、「教育問題の専門家」を組織外から登用し制度として進行管理していくことが可能になった。そのため区役所職員出身の教育長の割合が減少したのではないかと、いうものである。

この仮説を検証するために、制度改正前(2007年～2014年)と制度改正後(2015年～2021年)の期間に任命された教育長について、職歴別に分類したものが表4である。

表4 仮説3(首長の教育行政への関与の制度化仮説)の検証

	改正前 (2007～2014年)	改正後 (2015～2021年)
区役所職員出身	37 (74.0%)	32 (55.2%)
教員系出身	13 (26.0%)	22 (37.9%)
その他の職歴	0 (0.0%)	4 (6.9%)
計	50	58

※数字は期間内に任命された教育長数(再任を含む)
 ※括弧内の割合はその期間内に任命された全教育長に占める各職歴の割合
 出所)各区議会議事録より著者作成

結果は、仮説3の想定通り、改正前と改正後では、改正後の方が区役所職員出身の割合が74.0%から55.2%に大きく減少していた。また、この結果に対し、 χ^2 検定⁽¹⁴⁾を行っても5%水準で有意差が認められた。そのため、仮説3は支持されたと考える。また、登用される人材の質についても多様化が見られ、本論の対象期間で、唯一国家公務員(文部科学省の課長職)が特別区の教育長に登用された例についても、2014年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正後となっていた。

5. 実際に任命された教育長の具体的な職

歴についての考察

ここでは本論で取り上げた、実際の教育長就任者延べ186人を、①区役所職員出身、②教員系出身、③その他の職歴、に分けてそれぞれ分析・考察を行う。

まず、①区役所職員出身の教育長の前歴をまとめたものが表5である。

表5 区役所職員出身の教育長の前歴

	1995 ～ 1999	2000 ～ 2006	2007 ～ 2014	2015 ～ 2021	全期間
特別職	2	1	0	0	3
部長級 (官房系)	21	32	27	23	103
部長級 (事業系)	4	6	10	9	29
計	27	39	37	32	135

※数字は期間内に任命された教育長数(再任を含む)
 出所)各区議会議事録より著者作成

区役所職員出身者の教育長については、全員が、各区の部長級以上の職を経験した職員であり、そのうち官房系部長(総務部長等)から135人中103人と約8割を占めていた。収入役ポストがあった時代には、特別職である収入役から教育長になった例が3人いたが、3人とも、区の官房系部長から収入役になり、収入役の任期満了後に教育長に就任していた。

また、対象期間に教育長に任命された者の中で、任期中に辞職し副区長に任命される例や、教育長を辞職して区長選に出馬するケースも確認されたが、そうした事例は全て区役所職員出身の教育長に限定されていた。

次に、②の教員系出身の教育長45人の職歴をまとめたものが表6である。

教員系出身の教育長については、その全員が公立学校長か、それに相当する以上の東京都・特別区教

育委員会における教育系管理職としての役職を経験していた。

教員が、東京都教育委員会や関連した行政機関に配属されると、指導主事という役職になり、昇任すると副校長級の統括指導主事、さらに昇任すると校長級の主任指導主事という役職になる。この主任指導主事のとときに、各区教育委員会の教員系の一般職のトップである指導室長・課長として出向し、その後、公立学校長を経験した後に、区の教育長に任命される例が45人中28人と6割を占めていた。また、教育長に任命された区での過去の勤務経験を確認すると、当該区教育委員会の指導室長・課長か、当該区内の公立学校長を経験していた者は45人中39人となっており、全体では9割弱が当該区で教育系管理職としての勤務経験を有していた。そのため、教員出身者が、教育長に任命される場合は、当該区の教育委員会の教育系管理職や区立学校長として勤務し、区長や区議会議員⁽¹⁵⁾の知遇を得た上で、教育長に任命されるケースが多いと考えられる。

表6 教員系出身の教育長の職歴

	1995 ～ 1999	2000 ～ 2006	2007 ～ 2014	2015 ～ 2021	全期 間
都教育庁理事	0	0	2	1	3
都指導部長・校長	0	1	1	2	4
区指導室(課)長・校長	2	3	7	16	28
区指導室(課)長	0	1	1	0	2
校長	1	2	2	3	8
計	3	7	13	22	45

※数字は期間内に任命された教育長数(再任を含む)

出所) 各区議会議事録より著者作成

最後に、その他の職歴の教育長は6人であり、文部科学省の課長が1人、東京都教育委員会の行政系の部長が4人、都の住宅局(現・住宅政策本部)の部長が1人となっていた。この6人中4人は、2014

年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正後に任命されており、同改正により、登用の多様化が進んだのではないかと考えられる。

なお、本論の対象期間中の区の教育長は、全て、特別区、東京都(教員を含む)、国のいずれかに勤務する公務員としての職歴を有しており、民間企業出身者や私学関係者の教育長の任命は確認できなかった。

6. まとめ

本論では、3つの法令改正の東京都23特別区の教育長人事への影響を検証した。その結果、①2000年の地方分権一括法の施行に伴う教育長の任命承認制の廃止と、②改正地方自治法の施行に伴う2007年の収入役ポストの廃止については、教育長人事に対する明確な影響を確認できなかった。一方で、③2014年の首長の教育行政への関与の制度化は、区役所職員出身者の割合の減少をもたらすとともに、登用される人材の質の多様化が確認された。

また、区役所職員出身者が、区の教育長に任命されたケースを個別に確認すると、その全てが部長職以上からであり、中でも官房系部長(総務部長等)からが約8割となっていた。教員系出身者が区の教育長に任命されるケースについては、全体の9割弱が当該区の教育委員会の指導室(課)長か、当該区の公立学校長を経験していた。

なお、本論は、研究上の制約から、東京都23特別区の教育長人事を対象としているが、基礎自治体全般についても同様の傾向が見られるか、また、都道府県についても同様の傾向が見られるのか、といった点については今後の研究課題としていきたい。

また、日渡(2021)は、2014年の教育委員会制度の改正が教育長の行動パターンに変化を与えたという興味深い指摘を行っている⁽¹⁶⁾。この、法制度の改正が人事を通じて、政策や組織に及ぼす影響についても今後の研究課題としていきたい。

—— 注 ——

- (1) 収入役は、地方自治法により区市町村の会計事務をつかさどっていた特別職の地方公務員であり、改正地方自治法の施行に伴い2007年3月31日限りで廃止された。人口10万人以上の市では必置であったが、10万人未満の市及び町村においては条例により収入役を置かず、市町村長または助役にその事務を兼掌させることができるとされていた。本論で分析対象とする23特別区では対象となる期間中は、ポスト自体が廃止されるまで、全ての区において設置されていた。
- (2) 本論では、教育長就任以前に当該区で行政系職員として勤務した経験のある者を「区役所職員出身」と定義しており、それが総数186人のうち、135人となっている。また、東京都の教員採用試験を受験し、公立学校の教員や教育系管理職としてキャリアを積んだ者を「教員系出身」と定義しており、それが45人となっている。最後に、教育長就任者のうち、「区役所職員出身」と「教員系出身」を除いた者を「その他の職歴」と定義している。「その他の職歴」を持つ6人については全てが都や国の行政系職員となっており、民間企業出身者や私学関係者は確認できなかった。
- (3) 田村(2006)p.52。なお、同書では2002年1月1日時点に在籍した市の助役のうち、経歴が判明した727人について、市の職員出身者が約7割、県職員出身者が約2割、国の職員出身者が1割弱で、国の職員出身者の中では国土交通省出身者が圧倒的に多いこと等の興味深い指摘を行っている。詳細は、田村(2006)p.52-63を参照。
- (4) 村上(2007)p.216。／村上(2011)p.145。
- (5) 内閣官房内閣人事局 「国と地方との間の人事交流の実施状況」https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/jinji_f1.html (2023年1月30日最終閲覧)
- (6) 東京都の特別区制度は、1947年5月の地方自治法の施行により成立したが、同年8月に練馬区が板橋区から独立して現在の23区体制になり、その後は、合併や分割は行われていない。
- (7) 2014年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正以前は、教育長は「教育委員会の委員(委員長を除く)」から「教育委員会が任命する」こととなっていたが、首長は教育委員の任命に際して、そのいずれかを教育長候補として考えており、事実上、直接教育長が選考していると考えられていた。詳細は、米沢(2011)p.31を参照。
- (8) 村上(2007)p.203。
- (9) 小山(2006)pp.50-53。
- (10) 村上(2014)p.57。
- (11) 村上(2014)pp.60-61。
- (12) 村上が、2004年8～9月に実施した全国知事・市長村長への質問紙調査では、首長に対し、教育長任命承認制度廃止による影響や変化を尋ねている。その結果、区市町村長では、「それほど変化はない」との回答が75.4%となっており、「無回答・わからない」の17.2%を差し引けば、市町村ではほとんどの首長が特に変化はないと答えている。詳細は、村上(2011)pp.231-2を参照。
- (13) 2007年と2009年の23特別区における第一回定例会時点の助役・副区長の配置状況を確認すると以下のようになっている。2007年時点で助役を複数任命していた区は、中央区、港区、江東区、大田区、世田谷区の5区であった。2009年時点では、その5区に加え、台東区、品川区、渋谷区、中野区、杉並区、荒川区の6区で副区長が複数任命されており、合計11区となっていた。
- (14) χ^2 検定は、仮説検証のための統計的手法の一つであり、各カテゴリのデータが質的変数の場合に使用される。詳細は、日本統計学会編(2023)p.169を参照。
- (15) 特別職の任命が地方議会で不同意となる事例を分析・類型化した出雲(2019)は、議会が行政の外部登用に反発する事例について、国家公務員や都道府県職員など、行政経験はあるがその団体の行政には精通していない者を含めて紹介している。そうした事例は議会からみると、その団体の歴史や文化、政治的、行政的事情を知らない外部者の任命に映るとされている。詳細は、出雲(2019)p.188-190を参照。こうしたことから区長が教員系出身者を教育長に任命する場合、議会の同意を得やすい点も考慮し、当該区での勤務経験や議員間の知名度を重視した人選を行っている可能性が考えられる。
- (16) 日渡(2021)では、2012年と2017年に行った教育長の行動パターンに関する調査結果の比較を行っている。この調査では、教育長の行動パターンを「変革・維持」の

軸と「統率・調整」の軸とで分類しているが、2014年の教育委員会制度改革を挟んだ5年間で、(変革・調整)型の教育長が8%増えたのに対し、(維持・調整)型の教育長が8%減少したという。詳細は、日渡(2021) p.48-53を参照。

参考文献

- 足立区議会(1995-2022)『足立区議会会議録(平成7年第一回定例会～令和3年第四回定例会)』足立区議会。
- 出雲明子(2019)「特別職の議会同意と人事行政 一なぜ議会は同意しないのか」大谷基道・河合晃一編集『現代日本の公務員人事』第一法規、pp.179-196。
- 板橋区議会(1995-2022)『東京都板橋区議会会議録(平成7年第一回定例会～令和3年第四回定例会)』板橋区議会。
- 江戸川区議会事務局(1995-2022)『江戸川区議会会議録(平成7年第一回定例会～令和3年第四回定例会)』江戸川区。
- 小山善一郎(2006)「自治体情報 地域の視点 出納長、収入役を廃止明治以来の三役体制に幕」『法令解説資料総覧』No288 第一法規、pp.50-53。
- 葛飾区議会(1995-2022)『葛飾区議会定例会会議録(平成7年第一回定例会～令和3年第四回定例会)』葛飾区議会。
- 渋谷区議会(1995-2022)『渋谷区議会会議録(平成7年第一回定例会～令和3年第四回定例会)』渋谷区議会。
- 杉並区議会(1995-2022)『杉並区議会会議録(平成7年第一回定例会～令和3年第四回定例会)』杉並区議会。
- 政府統計の総合窓口(e-Stat)「市区町村数を調べる」<https://www.e-stat.go.jp/municipalities/number-of-municipalities> (2023年1月30日最終閲覧)
- 世田谷区議会(1995-2022)『世田谷区議会会議録(平成7年第一回定例会～令和3年第四回定例会)』東京都世田谷区議会。
- 総務省「地方自治制度の歴史」https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/bunken/history.html (2023年1月30日最終閲覧)
- 田村秀(2006)『自治体ナンバー2の役割 日米英の比較から』第一法規。
- 東京都荒川区議会事務局(1995-2022)『東京都荒川区議会会議録(平成7年第一回定例会～令和3年第四回定例会)』荒川区議会事務局。
- 東京都大田区議会(1995-2022)『大田区議会会議録(平成7年第一回定例会～令和3年第四回定例会)』大田区議会。
- 東京都北区議会(1995-2022)『東京都北区議会会議録(平成7年第一回定例会～令和3年第四回定例会)』北区議会事務局。
- 東京都江東区議会(1995-2022)『江東区議会会議録(平成7年第一回定例会～令和3年第四回定例会)』江東区議会。
- 東京都品川区議会(1995-2022)『品川区議会会議録(平成7年第一回定例会～令和3年第四回定例会)』品川区議会。
- 東京都新宿区議会(1995-2022)『新宿区議会会議録(平成7年第一回定例会～令和3年第四回定例会)』新宿区議会。
- 東京都墨田区議会(1995-2022)『墨田区議会会議録(平成7年第一回定例会～令和3年第四回定例会)』東京都墨田区議会。
- 東京都台東区議会(1995-2022)『東京都台東区議会会議録(平成7年第一回定例会～令和3年第四回定例会)』東京都台東区議会。
- 東京都中央区議会(1995-2022)『中央区議会会議録(平成7年第一回定例会～令和3年第四回定例会)』中央区議会事務局。
- 東京都千代田区議会(1995-2022)『千代田区議会会議録(平成7年第一回定例会～令和3年第四回定例会)』千代田区議会。
- 東京都豊島区議会(1995-2022)『豊島区議会会議録(平成7年第一回定例会～令和3年第四回定例会)』豊島区議会。
- 東京都港区議会(1995-2022)『港区議会議事速記録(平成7年第一回定例会～令和3年第四回定例会)』東京都港区議会。
- 東京都目黒区議会(1995-2022)『目黒区議会会議録(平成7年第一回定例会～令和3年第四回定例会)』東京都目黒区議会。
- 特別区長会事務局(2022)「特別区の現状と課題(参考資料)」http://www.tokyo23city-kuchokai.jp/gaiyo/pdf/tokubetsu02.pdf?_r0404_rev2 (2023年1月30日最終閲覧)
- 内閣官房内閣人事局「国と地方との間の人事交流の実施状

況」https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/ji_mu/jinjikyoku/jinji_f1.html (2023年1月30日最終閲覧)

中野区議会事務局 (1995-2022) 『中野区議会会議録 (平成7年第一回定例会～令和3年第四回定例会)』中野区。

日本統計学会編 (2023) 『調査の実施とデータの分析』東京都書。

練馬区議会事務局 (1995-2022) 『練馬区議会会議録 (平成7年第一回定例会～令和3年第四回定例会)』練馬区議会事務局。

日渡円 (2021) 「新教育委員会制度で求められる教育長や校長の資質・能力」『教育展望』2021年7・8月合併号 教育調査研究所、pp.48-53。

文京区議会事務局 (1995-2022) 『文京区議会会議録 (平成7年第一回定例会～令和3年第四回定例会)』文京区議会。

村上祐介 (2007) 「都道府県教育長人事の実証分析」『日本教育行政学会年報』№33 日本教育行政学会、pp. 203-220。

村上祐介 (2011) 『教育行政の政治学 教育委員会制度の改革と実態に関する実証的研究』木鐸社。

村上祐介 (2014) 「5『責任の明確化』と『政治的中立性・安定性・継続性』をどう確保しようとしたのか」村上祐介編著『教育委員会改革 5つのポイント 地方教育行政のどこが変わったのか』学事出版、pp. 56-63。

文部科学省 「教育委員会制度について」https://www.mext.go.jp/a_menu/chihou/05071301.htm (2023年1月30日最終閲覧)

米沢広一 (2011) 『教育行政法』北樹出版。

活動報告

企画委員会

企画委員会では、去る 2022年12月3・4日（土・日）、京都橘大学にて第3回全国大会を開催した（ハイフレックス形式）。大会概要は下記のとおりである。

なお、2023年度の第3回春季大会は、7月8日（土）に早稲田大学にて開催される予定である。

1 研究実践セミナー・セッション

和田一郎 会員（獨協大学、元茨城県）
「行政のDX化推進のポイント」

2 論文書き方セミナー（経済学編）

伏木貞文 会員（福井県）

3 報告セッション1

報告者：伊東尋志 会員（一人社中、元福井県）
「地域と鉄道の活力維持向上における地方行政の役割」
討論者：大島博文 会員（大阪成蹊大学、元神戸市）
司会者：濱島寛明 会員（埼玉県）

4 実践報告セッション1

報告者：寺崎裕量 会員（大田区）、越智聖人 さん（非会員：パーソルイノベーション）
「公共経営の向上におけるシチズンサイエンスの可能性：実践現場の取り組みを通じた効果・課題等の考察」
司会者：斎藤剛 会員（北区）

5 大会シンポジウム『自治体の総合計画』

○ キーノート・スピーチ

山田賢一 越前市長

「ウェルビーイングを指針とする新しい総合計画」

○ パネル

パネリスト

山田賢一 市長

矢口（和田）明子 会員（酒田市、元東北公益文科大学・元神奈川県）

和川央 会員（岩手県立大学、岩手県）

モデレーター

竹内直人 会員（京都橘大学、元福井県）

司会進行：斎藤剛 会員（北区）

6 研究報告セッション2

報告者：小笠原章 会員（四国大学・元徳島県）
「固定資産税（土地）の未来：徳島県内の市町村の事例からの考察」

報告者：中川和郎 会員（武蔵野市）

「廃棄物中間処理施設の今後の展望：付加価値の高い廃棄物中間処理施設に向けて」

討論者：青田良介 会員（兵庫県立大学、元兵庫県）

7 研究報告セッション3

報告者：大脇哲文 会員（豊中市）

「対人サービスに従事する自治体職員の管理の類型：生活保護ケースワーカー・保健師の職務と専門性についての比較検討」

報告者：鈴木洋昌 会員（川崎市）

「都道府県の新型コロナウイルス感染症対応の評価に関する一試論：感染拡大時の対応をめぐって」

討論者：澤俊晴 会員（広島修道大学、元広島県）

司会者：田口祐子 会員（品川区）

8 RTD (ラウンド・テーブル・ディスカッション)

「自治体DX・外部人材・ネットワーク：国・都道府県・市町村の現場から」

ディスカッタン

箕打正人 さん

(非会員：新潟市) (現在、同市デジタル行政推進課長、前・総務省自治体DX推進手
順書担当官)

阿部一成 さん

(非会員：木更津市) (現在、同市マチオモイ部理事 (デジタル戦略室長)、前奈良
県CIO補佐官)

ディスカッタン兼モデレーター

東健二郎 会員 (Code for Japan・滋賀県日野町政策参与、元京都府)

企画委員会 委員長 西出 順郎

活動報告

研究支援委員会

「公募論文制度(査読付き)」を設け、投稿論文の募集と審査を行っている。

1. 投稿論文の募集

会員の研究活動を支援し、地方行政の充実と発展に資することを目的として、投稿論文を募集している。

2. 投稿・審査の状況

2022年度は、研究論文4本の投稿があった。いずれも一般会員からの投稿である。

(2023年2月末現在)

このうち、1本の論文について、複数の査読者による査読を経て審査を行った結果、次の論文を機関誌に掲載することとした。

機関誌『地方行政実務研究』第6号

<公募論文(査読付き)>

題 目 「関係法令の改正と新たに任命される教育長の職歴の相関関係について
—23特別区の教育長人事を事例として—」

投稿者 竹内 真雄 氏 (東京都)

研究支援委員会 委員長 津軽石 昭彦

活動報告

機関誌編集担当

会員向けに機関誌『地方行政実務研究』（PDF版）を以下のとおり発行した。
一定期間経過後（原則として次号刊行後）、学会ホームページに掲載する予定である。

第5号（2022年秋号）（2022年10月1日発行）

巻頭言 人事研究の系譜と現代の潮流／圓生 和之（神戸学院大学教授）

特集 第2回春季大会2022 シンポジウム—これからの自治体人事行政—

キーノート・スピーチ「キャリアデザインを具体化する生駒市の人事戦略

—地方公務員の副業・兼業の促進と民間人材の活用の事例から—

／小紫 雅史氏（生駒市長）

パネル・ディスカッション「これからの自治体人事行政」

／小紫 雅史氏（前掲）、岡田 淳志（伊勢崎市）、大谷 基道（獨協大学、元茨城県）

<モデレーター>小野 英一（東北公益文科大学、元山形県）

<司会進行>寺崎 裕量（東京都大田区）

研究実践セミナーセッション

公営住宅における孤独死～家財道具等の撤去等について／藤島 光雄（福知山公立大学）

自治体におけるデジタル民主主義の現在と展望—オンライン参加型合意形成プラットフォーム Decidim の実践例から—／東 健二郎（一般社団法人コード・フォー・ジャパン／元・京都府庁）

報告セッション—実務からの問題提起—

公営住宅自治会の課題と今後の展望—偏見、高齢化と抗う人々—／佐藤 太久弥（福岡県）

八王子市の生ごみ減量施策—官民共創型の循環型社会形成を目指して—／中川 和郎（武蔵野市）

新型コロナウイルス感染症対策における都道府県対策本部のあり方に関する—考察—アンケート調査結果等を踏まえて—／青田 良介（兵庫県立大学）、齋藤 富雄（関西国際大学）、本荘 雄一（兵庫県立大学）、大西 真衣（兵庫県立大学）

活動報告（企画委員会）

活動報告（機関誌編集担当）

活動報告（事務局担当）

2022～23年度 地方行政実務学会役員

地方行政実務学会規約

地方行政実務学会機関誌『地方行政実務研究』投稿論文の募集について

公募論文投稿要領

編集後記

機関誌編集委員会 委員長 大島 博文

新型コロナ対応検証研究会の2022年度活動状況（報告）

「新型コロナ対応検証研究プロジェクト実施要領」（2022年4月24日理事会決定）に基づいて設置された標記研究会について、2022年度の活動状況（2月末現在）は、次のとおりです。

2023年2月28日

新型コロナ対応検証研究会座長 磯崎初仁

1 調査研究計画の決定

第1回研究会（7月3日開催）において、調査研究計画として概ね次のとおり決定した。

- ①研究会は、2020年1月以降の国、自治体、医療機関等の対応について、理論的な視点を基礎としつつ、事実に基づいて実証的に把握し、評価し、今後の対応への提言を行うものとする。研究会の活動は、2022年度から2025年度までの4年間とする。
- ②研究会には次の6つの部会を設置し、部会長と所属委員を決定した。
 - 第1部会：国・地方関係部会（西出順郎部会長、委員6名）
 - 第2部会：首長・特措法・条例部会（津軽石昭彦部会長、委員10名）
 - 第3部会：保健所・医療施設部会（大谷基道部会長、委員7名）
 - 第4部会：生活支援・ワクチン部会（井上武史部会長、委員6名）
 - 第5部会：経済対策・財政部会（竹内直人部会長、委員5名）
 - 第6部会：人事・組織・デジタル部会（稲継裕昭部会長、委員11名）
- ③2022年度は、研究テーマ・分野ごとに、コロナ対応の経緯、分析の視点等を共有することを中心とし、一部、ヒアリングを行うこととする（原則としてオンライン開催）。
- ④2023年度及び2024年度は、部会によるヒアリング調査を中心とし、2024年度後半から、研究報告書の準備と執筆作業に入ることとする。
- ⑤2025年度は、各章の内容を検討・修正し、年度前半に研究報告書の完成をめざす。年度後半には成果物の頒布（単行本の刊行）、公開シンポジウムの開催等を行い、研究成果の公開・提供を図ることとする。

2 2022年度の調査研究活動の概要

- ①初年度の2022年度は「情報共有期」として、各委員が有する情報を報告・共有することを中心とし、あわせて条件が整った場合に自治体ヒアリング（先行ヒアリング）を行った。
- ②全体研究会では、部会の設置・調査研究計画の決定（第1回）を行い、その後、委員の持つ知識・経験を共有するため、勉強会型の研究会を2回（第2回～第3回）開催した。なお、3月19日に第4回研究会を開催する予定である。
- ③各部会では、部会員による報告等により課題設定、ヒアリング項目の設定等に関する部会会議（オンライン開催）を開催したうえで、11月～3月に概ね2回程度、自治体等のヒアリング（先行ヒアリング）を実施し、その結果を踏まえてヒアリング項目等の修正を行うこととした。
- ④先行ヒアリングは、可能な場合は複数の部会が合同で実施することとし、本音のやりとりをするため、対面型とした。他の部会の部会員も希望すれば、オブザーバーとして参加できるものとした。ヒアリングの記録は、Q&A形式の要約筆記も可能としたが、結果的には、正確を期すため業者委託等により音声記録をもとにした記録を作成することになった。
- ⑤今後、各部会が2022年度の研究成果（10,000字程度）をまとめ、2023年5月をめどに研究会全体の報告書を作成する予定である（研究費助成を受けた関東学院大学に提出する）。

3 2022年度の調査研究活動の主な経過

(1) 全体研究会の開催経過

- ①第1回研究会 7月3日(日)9:30~12:30、早稲田大学26号館(オンライン併用)
委員の自己紹介、所属部会と部会長の決定、調査研究計画の協議、活動費補助要綱等の確認、部会ごとの打ち合せ
- ②第2回研究会 10月9日(日)9:30~12:00、オンライン開催
報告1「奈良県独自のコロナ対策対策一国・地方の関係を考える参考事例として」(青田良介委員)
報告2「特措法に基づく新型コロナ感染拡大防止措置についての法的検討」(長谷川健委員)、
協議:今後の研究会運営に関する協議(ヒアリング調査の調整、科研費申請の報告等)
- ③第3回研究会 12月4日(日)13:30~16:20、京都橘大学アカデミックリンクス(オンライン併用)
報告1「新型コロナウイルス感染症対応の基礎知識」(福永一郎委員)
報告2「第4分科会における問題認識と議論の方向性について」(井上武史委員)
協議:全体調整&部会ミーティング(第2期ヒアリング等の調整等)
- <今後の予定>
- ④第4回研究会 2023年3月19日(日)13:00~16:30、オンライン開催

(2) 各部会の開催経過(部会会議)

- ①第1部会 7月30日(土)第1回部会会議(オンライン開催)
- ②第2部会 8月21日(日)第1回部会会議(オンライン開催)
- ③第3部会 9月5日(月)第1回部会会議(オンライン開催)
- ④第4部会 9月9日(金)第1回部会会議(オンライン開催)
- ⑤第5部会 9月11日(日)第1回部会会議(オンライン開催)
- ⑥第6部会 8月7日(日)第1回部会会議(オンライン開催)

(3) ヒアリング調査(先行ヒアリング)の実施(一部、未定稿)

- ①鳥取県庁ヒアリング(第5部会)
日時・場所:11月11日(金)13:00~15:00、県庁3階財政課会議室
参加:竹内直人、青田良介、山口秀樹、伏木貞文 4名
内容:予算・決算に関するデータの確認、質問項目に対する回答
- ②神奈川県庁ヒアリング(第2部会・第3部会の合同実施)
日時・場所:11月25日(金)15:30~17:10、県庁西庁舎 医療危機対策本部
回答:阿南英明氏(理事、医療危機対策統括官)
参加:津軽石昭彦、磯崎初仁、岩崎忠、大谷基道、竹内真雄 5名
内容:統括官就任の経緯、神奈川モデル等の実施過程、国・保健所設置し等との関係等
- ③横須賀市ヒアリング(第2部会・第3部会の合同実施)
日時・場所:12月15日(木)10:30~12:00、ウェルシティ市民プラザ(保健所)
回答:土田賢一氏(保健所長)、出石珠美氏(健康管理支援課長)、小菅俊彦氏(保健予防課長)
参加:出石稔、磯崎初仁、大谷基道、佐藤敦郎、竹内真雄、津軽石昭彦 計6名
内容:コロナ対策の実施状況、遂行体制、市役所内部の調整、外部の関係機関との調整等
- <今後の予定>
神奈川県庁ヒアリング(第2部会・第3部会合同)
3月20日(月)15:00~、県庁健康医療局

以上

活動報告

事務局担当

1. 理事会の開催

機関誌第5号の発行以降、理事会を以下のとおり3回開催した。

なお、通算第24回及び第26回は入会申込等を速やかに審議する必要があったため、コミュニケーションツール Slack 上での臨時開催とした。

(1) 2022年度第7回（通算第24回）理事会（臨時）

開催方法：理事会 Slack 上にて開催

審議期間：2022年11月16日（水）～19日（土）

審議事項：理事の追加選任について

→ 大島博文会員（大阪成蹊大学、元神戸市役所）を理事に選任
入会の承認について

報告事項：企画委員会の委員の選任について

研究支援委員会の委員の選任について

第2回春季大会の開催結果および第3回全国大会の開催概要について

(2) 2022年度第8回（通算第25回）理事会

開催方法：対面（京都橘大学 G101 教室）と Zoom によるオンラインの併用

日時：2022年12月3日（土）12:35～12:55

審議事項：理事の担当業務について

→ 大島博文理事を機関誌編集担当に指名

(3) 2022年度第9回（通算第26回）理事会（臨時）

開催方法：理事会 Slack 上にて開催

審議期間：2023年2月27日（月）～3月1日（水）

審議事項：2023年度春の研究会の開催日程及び報告の募集要項について

機関誌編集委員会の設置について

入会の承認について

報告事項：機関誌編集委員会の委員の選任について

新型コロナ対応検証研究会の活動状況について

退会者について

2. 会員管理

- ・2023年3月1日現在の会員数：研究者会員 52名、一般会員 168名、団体会員 15団体

事務局担当理事 大谷 基道

地方行政実務学会機関誌『地方行政実務研究』
投稿論文の募集について

地方行政実務学会では、「公募論文制度（査読付き）」を設けています。
会員の研究活動を支援し、地方行政の充実と発展に資することを目的としています。
投稿された論文は、当該分野の第一人者である専門の研究者に審査（査読）を依頼し、
その結果を踏まえ、地方行政の充実と発展に資する高い価値が認められるものは、
本会の機関誌『地方行政実務研究』に掲載します。
積極的にご応募ください。

【主な特徴】

- * 論文のテーマは自由です。
(地方行政の充実と発展に資する研究であれば応募者が自由に設定できます。
地方行政の実務の課題等を踏まえた学術的な研究を期待します。)
- * 応募点数に制限はありません。
- * 応募区分は「研究論文」と「研究ノート」です。
- * 投稿の提出期限は設けず、随時募集しています。
- * 査読期間は概ね3～4か月（修正を要する場合等の再査読も同様）とし、
採択が決定した後の直近の機関誌『地方行政実務研究』に掲載します。
採択の決定から機関誌掲載までの間、投稿者の希望により掲載証明書を交付します。
※問合せ先：[atugaru\(アットマーク\)kanto-gakuin.ac.jp](mailto:atugaru(アットマーク)kanto-gakuin.ac.jp)（津軽石）

公募論文 投稿要領

研究支援委員会

1 応募資格

当会の個人会員（研究者会員・一般会員）であることを要件とします。

共著の場合も、共著者全員が個人会員であることを要しますので、個人会員でない場合は投稿の際に入会申請をしてください。

2 テーマ・内容

本会の目的である地方行政の充実と発展に資する研究であれば応募者の自由とします。地方行政の実務の課題等を踏まえた学術的な研究が基本となります。

3 二重投稿の禁止

他誌などに既発表・掲載決定済みまたは投稿中の論文・研究ノート等と同一内容の論文を投稿することはできません。（全く同一でなくても、その内容がきわめて類似していると判断される場合も該当することがありますので、ご注意ください。）

ただし、学会等において口頭発表したものの内容を発展させた論文を投稿することはできます。（この場合は必ず9(2)③の業績一覧表にその旨を記載してください。）

当会で審査過程にある投稿論文は、同時に他機関の各種出版物への投稿・掲載及びウェブサイト等による公表をしてはいけません。

4 応募点数

制限はありません。

（前項（二重投稿の禁止）の規定を遵守したものであれば、同時に複数の投稿をすることもできます。また、過去に掲載された会員からの投稿も、他の投稿と同様に扱います。）

5 応募区分と原稿枚数

(1) 研究論文 : 地方行政に関わる研究成果をまとめた学術論文

既定の執筆フォーマットで12枚以内（図表等含む。約20,000字以内）

(2) 研究ノート : 理論仮説、分析枠組、政策モデル等において研究途上にあるものの、

今後の研究・実践の基礎となり得る分析・考察をまとめた学術論文

（主に一般会員を対象としますが、単なる施策紹介や実践記録などではなく、分析・考察を深めた学術論文であることが必要です。）

既定の執筆フォーマットで8枚以内（図表等含む。約13,000字以内）

を標準としますが、最大12枚以内（図表等含む。約20,000字以内）

まで可能とします。

6 原稿締切と査読期間

随時募集とします。

査読期間は概ね3～4か月（修正を要する場合等の再査読も同様）とし、採択が決定した後の直近の機関誌に掲載します。

なお、採択の決定後、機関誌への掲載までの間、投稿者の希望により掲載証明書を交付します。

7 審査方法

研究支援委員会が、論文ごとに複数の匿名の査読者に審査を依頼し、その審査結果に基づき、研究支援委員会において掲載の可否を決定します。

審査方法の詳細は、審査要領を参照してください。

8 審査基準

主題の明晰さ、命題(仮説)と事実(実証)及びその方法などの的確さ、知見の新しさなどを基準とし、本会の目的である地方行政の充実と発展に資する学術論文としての適切さを審査します。

9 応募要領

(1) 執筆の要領

「公募論文執筆要領」に基づいて執筆してください。

執筆にあたっては、査読の際に著者が判明しないように配慮してください。

(例えば、自己の著書や論文等を引用する場合も「拙著」「拙稿」などとは記載せず、他の文献と同様に表記してください。また、学会発表や科研費プロジェクトの記述にもご注意ください。)

(2) 提出物

応募にあたっては、次の4点を提出してください。

いずれも、学会ウェブサイトに掲載している様式を用いて作成し、その電子データ(①②③④：Word形式+②：PDF形式)を添付したEメールで提出してください。

① 応募申込書

執筆者の所属・氏名、論文題目、申込日、応募区分、連絡先等を記載した応募申込書を提出してください。

② 論文本文

「公募論文執筆要領」に基づいて執筆した論文本文とともに、200字から400字までの要旨と4つまでのキーワードを本文の前に記載して提出してください。

③ 業績一覧表

学術論文等の研究業績のある応募者は、過去5年間の業績一覧表を提出してください。現物の提出は不要です。

業績には、既発表のものに加え投稿中のもの及び学会等における口頭報告を含みます。また、投稿する論文のテーマと類似する業績があれば過去5年以前のものも記載してください。いずれも、上記「3 二重投稿の禁止」の確認ができるように必要な事項を記載してください。

これらに該当する業績のない会員は、業績一覧表を提出する必要はありません。

④ 誓約書

応募者は、研究不正がないことを自己申告する誓約書を投稿時に提出してください。共著の場合は、執筆代表者が誓約書を提出してください。

(3) 原稿送付先・問合せ先

地方行政実務学会 研究支援委員会（関東学院大学 津軽石昭彦 研究室内）

E-mail: atugaru(アットマーク)kanto-gakuin.ac.jp

10 機関誌への掲載と機関誌の形態

審査の結果、採択を決定した論文は、本会の機関誌に掲載します。

本会の機関誌は、学会ウェブサイトへの掲載によるニュースレター形式で、会員専用サイトに掲載された後、一定期間を経て一般公開されます。

学会ウェブサイトへの掲載という形態のため、別刷は作成しませんが、機関誌に掲載する論文のページ内に「本研究は複数の匿名の査読者による審査を経た査読付き論文である」旨を明記するほか、発刊年月・巻・号・頁も欄外に記載するなど、該当ページだけで別刷と同様に活用できるようにします。

11 著作権

掲載された論文の著作権は地方行政実務学会に帰属します。また、掲載された論文の執筆者は、論文をウェブサイトで公開することに同意したものとします。

掲載された論文を執筆者が他の出版物、ウェブサイト等に転用する場合には、あらかじめ文書により研究支援委員会の了承を得てください。転用の際は、転用先の出版物に、本会機関誌掲載の論文題目、本会機関誌の名称、掲載年、巻、号、頁を明記していただくことが必要です。

12 不正行為等への対応

以下の問題が生じた場合には、掲載が決定した論文や既に掲載された論文であっても、掲載を取り消すことがあります。その審議と決定は、研究支援委員会が理事会との協議のもとで行います。

- (1) 二重投稿の禁止等を定めた投稿要領に反することが判明した場合
- (2) データ捏造、虚偽の記載、剽窃等の研究不正が判明した場合
- (3) 研究倫理に反する行為が判明した場合
- (4) その他、研究支援委員会において疑義が生じた場合

13 その他

- (1) 研究支援委員会の委員や査読者となった会員からの投稿も妨げません。ただし、これらの投稿者の投稿に係る審査は、全てこれらの投稿者を参画させることなく実施します。
- (2) 全体の応募状況や掲載に至る経緯のあらましなどについては、機関誌に簡単な報告を掲載します。

（研究支援委員会 2020 年 3 月 30 日決定、2021 年 5 月 14 日一部改正）

編集後記

このたび機関誌編集委員会委員長を拝命しました大島博文（大阪成蹊大学）と申します。本号より本誌編集を担当します。今後ともよろしくお願い申し上げます。

『地方行政実務研究』地方行政実務学会の第6号を発刊いたしました。発刊にあたり、お忙しいなかご協力をいただきました皆様に心よりお礼申し上げます。

今回は今年12月に開催しました第3回全国大会のシンポジウムとパネル・ディスカッション、研究報告セッションの内容、公募論文などを掲載しています。

今大会のテーマは「自治体の総合計画」。総合計画は、法定計画の軛から解き放たれ、住民一人ひとりの幸福の増進を追求する「戦略」に変化する中で、福井県越前市長からキーノート・スピーチで提起いただいた「ウェルビーイングを指針とする新しい総合計画」及びパネル・ディスカッションにおける意見交換により、本学会員による研究や総合計画策定に向けた実践に多くの示唆をいただきました。

また、研究実践セミナーセッション及び報告セッションにおいて、会員の皆様にとって関心の強い「固定資産税の未来」「新型コロナウイルス対応の評価」について話題提供をいただきました。

公募論文においては、関係法令の改正と教育長の職歴の相関関係について時系列的に実証分析されたことで、法制度の改正が人事を通じて政策や組織に及ぼす影響に関する研究を進展させるうえで大きな意義を持つものと考えられます。

本学会は「実務と研究の橋渡し」という役割を担うべく活動しております。その機関誌である『地方行政実務研究』では、今後も地方行政に関する交流と刺激の場となるような、開かれた誌面づくりを目指してまいりますので、ご支援をいただければ幸いです。また引き続き、公募論文への投稿もお待ちしております。

これからも、皆様からのご投稿と末永いご愛読をよろしくお願いいたします。

（機関誌編集委員会委員長：大島 博文）

兵庫県神戸市にある「南京町」は、1867年の神戸港開港時に、多くの中国人が外国人居留地に隣接する地に居を構え、雑貨商、豚肉商、飲食店などを始めたことから名づけられたとされています。横浜の中華街、長崎の新地中華街とともに「三大中華街」とされ、点心等が自慢の中華レストラン、中国風の土産物店など100を超える店舗が密集し、街の中心にある南京町広場では、街名を冠したあずまや人形像が建ち、多くの観光客で賑わっています。毎年2月の旧正月には「春節祭」が開催され、龍や獅子が舞い踊りが披露され、神戸の街に春の訪れを告げます。

*各会員の皆様から表紙を飾る写真の提供を募集しています。
詳しくは機関誌編集担当理事まで。

地方行政実務研究 第6号（2023年春）
2023年3月31日 発行
発行者 地方行政実務学会